



P. Petrus Casse Lappon societ. IESV varijs crucifixis in odium Fidei occisus Yendi Augusto. 1633.

ペトロカスイ岐部神父象像 カルディム著 『日本殉教録』の挿絵
(ただし岐部神父の歿年は誤記) (原稿 55頁以下)

1. Vnde Petrus Corri filius Romani Chiba, et Maria Toto. Agemini fratre.
nō terum. Petrus vnde regni Bungo Japonia ē
2. In eundem deuotione nihil aliud particularē habui, quod restare singulare singularis
dibus corona, et roelles, et alios oīrū alij scatē, et ceteras pellitella.
3. Mētus vocati erat mea ushūbu, quia ante 17. annos voluntarie ueni, hēc
illius uotis formulam P. Nostrāmū effig. Lurit.
4. Quod attine ad corporis qualitatem, petrus eius gat labore.
5. Quod r. ad beneficium dñi, satis innominebiles particulariter in me illata,
qđ nati, ac nati laboribus, proutqđ liberatas, tende apergitur sum
in numeris Angelon Society 1688.
6. Sum contentus in hac mea vocazione, magnis habeo pen in me, propi-
mentum, salutē profundi.

Petrus Corri Japonicus
Martyr in Japonia.

ペトロカスイ岐部　　自筆の覚書　　(ローマ、イエズス会本部蔵)

(原稿　邦訳あり)

東国東郡におけるキリストン

H・チースリク

豊後のキリストン史は、聖フランシスコ・ザヴィエル自らの努力に始まつたことを誇りとし、彼の出発後の四十年の間に五万の信徒を数えるほどの隆盛を見、國守大友宗麟自身もキリストン改宗にまで至つたとは言え、國東半島においては、さほどの方を持つていなかつた。そして、そこでもキリストンの布教がやがて開始されるとまもなく、豊臣秀吉のキリストン禁教、大友氏の没落などのために幕を閉じるようになつた。こうして、キリストンの影響はわずか数年しか及ばなかつたので、他の地方のように深く根を下ろすことができなかつた。従つてこれというほどのキリストン遺跡も見当たらぬ。ここでは、東国東におけるキリストンの跡をたどつてみたいと思う。

一 キリストン伝道の難所

地理的に見れば、國東半島はキリストン伝道にとつて好都合な場所に見えるかも知れない。現代とは違つて、当時は文化的にも古くから開け、交通上でも恵まれた所であつた。交通はおおかた海運によるもので、豊後から四国、中国、畿内などへ行く船は、府内（大分）か日出の港を出て國東半島の沿岸航路をとつた。こうして、豊後から京坂地方へおもむくキリストンの宣教師も幾度となく國東半島の港に寄つたにちがいない。たとえば一五五九年（永禄二年）、ガスパル・ヴィレラ神父が京都へおもむくとき、九月五日、府内の港であつた沖ノ浜で乗船してまず守江まで行つた。そこで起こつた事件について、フロイスはその『日本史』で次のように語つてゐる。

「彼らは府内の家に別れを告げてから、その町から半レグワたらずの沖ノ浜の港で乗船した。そこから一行は前の港から七レグワ隔たつた守江という港に行き、ここで満潮を待つてゐる間に悪い天候になつた。そこで、異教徒であつた乗客たちは、神が自分たちに良い天氣を与えてくれるように自分たちのために祈禱してもらうために、彼らの仲間の間で施しを集めて、そこにあつた神社の巫女に与えようとした。彼らはばあでれ（神父）も彼らと同じ考えだと思っていたので、神に納めるためには・あでれの割当で分となる施しを乞うた。ぱあでれは、自分は天地の御作者である御主に仕える者であつて、天候もすべての人間の生命もその力の中にある。それ故、自分は悪魔が作り出したものである神々に施しはしない。もしこの船の水夫たちを食事に招くためであるならば、自分も割前を出そうと答えた。この答えを聞いて皆は甚しく立腹し、もしばあでれが一文も出そうとしないなら、いつしよに船に乗せていつてはやらずに、陸に残していくと幾度も繰り返して言つた。ぱあでれは、自分は異国の者であつて、異国の者とあれば自然の動機と人間らしい同情から親切な態度を示してもらいたいものだと、事をわけて話してきかせて、彼らにむかつて事新しく控え目に自分「がそれを拒む」理由を述べたが、皆を充分満足させることはできなかつた。しかし、遂に大勢の人たちの意志と意見に反しながらも、彼らはばあでれを同航させた。彼らはそこから安芸の国へ向かつて出帆した。」

また、一五八一年（天正九年）、巡察師ヴァリニヤーノ神父が数人の同伴者と共に、三月八日豊後から京都へ出発したとき、一行はまず府内から日出を経て守江へ渡つたと同伴者のフロイヌは語つてゐる。

「この書翰を持つて、豊後を発して以来の旅行のことを尊師に報告する。我らは好天候に府内を出て、日出に向かい、そこから守江と称する他の港へ行つて、湾を渡ることにしたが、我らの主の思召しにより風にあつた。その故、權を用いて、わずか一日のうちに伊予諸島までの十八レグワ（一レグワは約五キロ）を渡つた。」

こうして、たびたびキリストンの宣教師が旅行中、国東半島の港に寄つたこともあるし、一方、九州や中国の港町と同様に、守江、国東、伊美、姫島などにもキリストンの水夫や商人が寄留していたことも考えられる。しかしこれについて確かな資料

が残っていない。いずれにせよ、一五八四年までは本格的なキリスト教が行なわれなかつたことは事実である。その理由として地理的な事情が考えられないで、むしろ宗教上または政治上の障害があつたのではないかと思われる。

宗教的にみれば、国東半島における信仰は、もつぱら宇佐八幡と六郷満山によつてその特色を受けていた。^(三) 奈良朝には国東

半島のほとんどは、宇佐神宮の神領であり、半島の各郷里にある八幡宮は、宇佐宮系と石清水宮系に分かれているとはいへ、元は宇佐宮の関係で出来たに違ひなく、その並みはずれて壮大な構造は現代までも八幡信仰の厚きを物語ついている。

これに、平安時代にその最隆盛に達した六郷満山の信仰がある。この名称は、国東郡の六郷（来繼・田染・伊美・国東・武藏・安岐）にある寺院を総括的に指すが、いずれも天台宗であったとはいへ、神宮領に出来、又その本山たるものはすべて宇佐神宮のそばにあり、遠くになるにつれて、中山や木山になるのを見ただけでも、その起りをいわゆる神宮寺とみなす歴史家が多い。いずれにせよ、神仏混淆のあの時代において、国東半島民の信仰は大いに宇佐八幡とこの六郷満山の仏教に形づけられてゐた。河野清実氏は名著『国東半島史』の中で次のように語つてゐる。

「六郷満山の靈場は前記の各寺院が夫れであるのは勿論であるが、併し神仏習合時代のこととて靈場は其外にも延びて、つまり当時に於ける半島の信仰を大体に於て包容しているのである。されば其内には寺院もあり、堂庵もあり、岩屋もあり、神祠もある、寺院の内には天台もある、真言もある、禅宗もある、神祠の内には満山と関係のある八幡社もあるが他の神社もある、何れにしても大なる意味に於ける六郷満山の靈場で、又一方より見れば仁聞菩薩信仰の具体化であるともいわれるのである。」^(四)

ところが、鎌倉時代から室町時代にかけて六郷満山の勢力は次第に衰えてきたようである。神宮領であつた土地は、そこへ地頭・別当などに置かれた人の手に入つた。そのうちのおもな家は紀氏や大神氏の支流であり、彼らは次第に各地の豪族として実力を握るようになつた。やがて大友氏が豊後で根を張つていくようになつてから、彼らは大友党の田原・吉弘・真玉などの諸家を半島に置き、地方豪族を押さえようとした。言うまでもなく、大友時代になつてから宇佐神宮や六郷満山の政治的力

が武家の手に移ったとはいへ、その精神的な感化力は依然として残っていた。これは各神社や寺院に現代まで残っている数多くの奉納物や祈誓文が物語っている。したがつて、数世紀以前から神領であり、六郷満山の靈場であつた国東半島にはキリスト教がかなり困難とみられたに相違ない。

しかし、この布教にとつて最も妨げとなつたのは、疑いもなく政治上の問題であつた。当時、東国東で最も勢力を張つていたのは田原氏(五)であった。元は大友氏の支族ではあつたが、戦国時代の豪族によく見られるように、かなり自主的な政治を行なつてゐた。豊後の老中として、又は地元の実力をもつて彼らはたびたび大友氏と対立するようになり、やがては親貴のごときは公然と反旗を翻して、鞍掛城の籠城となり安岐田原家の没落に至つた。

ところが、志賀道輝と共に、武蔵の田原親賢と安岐の田原親貴は常にキリストの宿敵として、教会側の史料に表われている。この理由から、キリスト教の宣教師は国東半島まで足を伸ばして積極的に伝道するはずがなかつた。

この田原一族との対立は、大友宗麟のキリストへの改宗によって、一層強化された。宗麟が一五五一年に初めてフランス・サヴイエルに会いキリスト教に接して以来、布教許可を与え、宣教師を保護するだけにとどまらず、たびたび彼らに会い、とりわけカブタル神父と親しく交際していた。しかし国内の政治的問題や、種々の道徳上のそれに加えて、彼の妻からの猛烈な反対が最後の決心を延ばしに延ばせしめた。彼に対する妻の強い影響を見て、宣教師たちは、彼女に「イエザベル」という渾名を付け、書翰の中でいつもこのように称している。イエザベルは旧約聖書に出てくる人物であつて、ヨーロッパのキリスト教国では、夫に対して悪影響を及ぼす妻の典型となつてゐる。すなわち、フェニキア人の王女としてイエザベルがイスラエル王アカブの妻となり、元来のユダヤ教を迫害し、フェニキアの司祭などを呼び彼らを保護し、また種々の道徳上の悪行をなしていた。したがつて、聖書では国王に対する彼女の悪影響を次のように表している。「げに、おのれを売りて、主の眼前に悪を行なつたるアカブのごとき者は、また他にあらざりき。けだし、その妻イエザベルが彼をそそのかしたればなり」(六)要するに、宣教師たちが、宗麟の妻を豊後におけるイエザベルとみなし、キリスト教の敵の第一号と考えていた。やがて一五

七八年（天正六年）に宗麟は彼女を離縁^(七)し、八月二十一日に臼杵で洗礼を受け、キリスト名としてフランシスコを戴いた。この名をフランシスコ・サヴィエルに対する尊敬から受けたに違いないが、サヴィエルが當時まだ列聖されていなかつたので守護の聖人は、かの有名なアシジの聖フランシスコであつた。

宗麟はその時すでに臼杵の丹生島城に住み、津久見などに隠居領を有していたが、「イエザベル」は長男義統に頼り、府内で屋敷を設けていた。晩年には彼女の気持ちもいくらか治まり、神父たちに好意を寄せることが多かつたが、一五八七年四月に臼杵で死んだ。「同夫人は常にキリスト教会の大なる迫害者であつたが、疫病の流行した際、世子が洗礼を受けて、豊後に帰る少し前、頑固にして、決して異教を棄てることなく臼杵において死亡した。^(九)」

ここで「イエザベル」のことを挙げたのは、彼女の問題が国東のキリスト教とかなり関係があつたと思われるからである。つまり、夫人はほかでもなく奈多八幡の宮司であつた奈多鑑基の女であつた。なお、彼女の兄は武藏の田原親資の養子となつて、常にキリストの大敵として言及されている田原親賢（紹忍）にほかならない。

こうして宗麟の離縁によつて田原・奈多両家が宗麟と対立するようになつただけでなく、キリストの宣教師が国東半島へ出掛けられなかつた理由も一見してわかるのである。

註（一） フロイス著、『日本史』、第二十二章（邦訳、柳谷武夫、『日本史』1、二四三頁）。ヴィレラによる一五六一年八月十七日付の書翰には、守江の地名が入つてゐない。

（二） フロイス著、一五八一年四月十四日の書翰（村上直次郎訳）

（三） ここで専門的な研究に入るつもりではない。諸学者の研究に基づいて簡潔したものにすぎない。河野清実著『国東半島史』、和歌森太郎編『くにさき』、『武藏町史』、『安岐町史』をはじめ、特に中野幡能著『六郷満山の史的研究』、同著『八幡信仰史の研究』などを参考にされたい。

（四） 河野清実著、『国東半島史』、下巻三二五頁。

（五） 田原・大友両家との関係とその年代的な位置について文献や教説には多少の差もしくは、矛盾が見られる。大友文書、田原文書

『国東半島史』、『武藏町史』、『安岐町史』はもちろん、特に水口忠孝著、『奈多氏の研究』（『大分県地方史』、第四七号）を参照。

(六) 列王記、上第二章二五節。すでに新訳聖書で彼女を誘惑者のシンボルとして、彼女の名を用いている（默示録、第二章一〇節以下）。

(七) 宗麟の結婚問題について、片岡千鶴子著、『大友宗麟の結婚問題』（キリストン文化研究会、『会報』、第十一年第一号）を参考。

(八) 大友義統の洗礼は一五八七年の復活祭三月二十九日に、中津で行なわれた。

(九) フロイス著、一五八七年度イエズス会年報（村上直次郎訳）。

(一〇) 前掲、水口忠孝著、『奈多氏の研究』。

二 浦辺における最初のキリストン

一五七八年（天正六年）に大友宗麟が洗礼を受けて以来、豊後のキリストン伝道は急速に進んだだけでなく、宗麟自身はこれを積極的に促進させた。その結果、豊後の大身や地方の豪族も次々にキリストンになつた。宗麟は一五七九年に職を辞して家督を長男義統に譲つたが、自分が隠居地に選んだ丹生島城と城下町臼杵は新しいキリストンの中心地となり、宗麟の隠居領津久見などにも聖堂が出来、そのほか野津・由布・清田・志賀などにも活発なキリストン集団が出来た。宣教師の数は依然として不足であったので、組織としては府内の学林とこれに属する由布の住院・臼杵の修練院とこれに属する野津の住院だけであった。宗麟の三男親盛が一五八三年（天正十一年）田原親賢の養子となつたとき、その翌年彼の居城であつた妙見城にも住院が出来た。この組織的な布教活動の範囲に入らなかつたのは、義統とその母「イエザベル」の直轄領だけであつた。そして国東半島はその一部であつた。

ところが宗麟はこの地方を決して忘れはしなかつた。一五八四年度の布教報告には、豊後の各地における活動を挙げてから

宗麟自身の依頼として浦辺地方の布教計画が述べられている。浦辺とは言うまでもなく国東半島を指している。

「フランシスコ王は豊後の国境にある浦辺の地方に一人の修道士を派遣するように請い、同所にデウスの教えが広まる」と期待しているが、働く者が欠乏しているため、今は多くの必要に応じることが出来ない。」

ここで忘れてはならないことは、一五八〇年の田原親質の反乱と彼の死に相次ぎ、宗麟の二男親家が安岐田原の家を繼ぐようになつたことである。親家自身はキリストンではなかつたが、たびたび教会を訪れたこともあつたし、別にキリストンに反感を抱くこともなかつたようである。なお一五八三年に武藏の田原へ養子になつた三男親盛は、キリストンであり洗礼名をハントリヤンと言つた。奈多氏などの勢力は依然として強かつたにしても、このような情勢でキリストンに対してさほど反対することが出来なくなつたであろう。いずれにせよ、一五八五年一月から七月までにわたる布教報告では、四旬節の第二日曜、すなわち三月十七日（天正十三年二月十六日）に義統が弟親家と共に府内のコレジョを訪れたこと、それから今まで一人のキリストンもいなかつた「世子夫人とキリストの名の敵であるイエザペルの所領」であつた幾つかの所でも、キリストンになつた人があつたことなどが語られている。また同じ報告書には浦辺の最初のキリストンについて次の記事が見られる。

「浦辺は異教徒の地であるが、甚だ善い人がキリストンとなり、我が聖なる教えることをよく悟り、その家に帰つて妻及び家族に対し、われは真の救いの道を発見したと言ひ、その聞いたところを語り、即時にキリストンとなることは不可能である故、機会の来るまでに祈禱を学び、キリストンのことを実行せよと言つた。この言葉は大いにその家族を動かし、教理を半ば受けたかのように一同日曜日を守り、妻は大抵の金曜日にはディシピリナ（笞打ち）を行ない、断食をする日もあり、聖母のロザリオの祈りをした。我らの主はこの洗礼志願者たちの善い心を認め、右のキリストンは好機会を得て、府内のコレジョ（学林）に行き、神父一人及び修道士一人が来て教理を説き、洗礼を授けるようにと願つた。まず一人の修道士が行なつたが到着するや膀胱の病に罹つて何事もすることが出来なかつた。前記の善い人は甚だ困惑し、万一、修道士が死ぬようなことがあれば、異教徒たちが大いに彼を嘲笑し、またデウスの教えを罵つて神仏の罰だと言われるだらうとおそれた。しかし我らの

主のみ計らいにより修道士は死ななかつたばかりか、その地の人を慰めるため一人の神父が他の修道士と共に行き、彼らに洗礼を受けたので皆は大いに喜んだ。この洗礼の後、彼はその付近の家にあつた仏像を破壊し、今日まで敢えてこれを破壊しなかつたのは彼の家の人がみな異教徒であり、悪魔はキリストである自分に復讐することができないので家族の誰かに復讐するかもしれないと思つたためである。今はみなキリストとなつたので、自分にもまた彼らにも害を加えることは出来ないから、悪魔を恐れるに及ばぬと言つた。家族の洗礼を受けた者は約百四十人である。^(二)

惜しくもこの熱心なキリストの名が挙げられていない。しかし、一五八九年の年報から推してみれば、ロマノ岐部のことではなかろうかとも推察できる。そうだとすれば、彼と彼の努力によつてキリストとなつた百四十人は大抵、現在の国見町から国東町までの地域に居たと推定できる。

註(一) 拙著、『妙見のレジデンシア』(キリスト文化研究会、『会報』、第十年第二号)。

- (一) フロイス著、一五八四年十一月三日付、一五八四年度イエズス会年報(村上直次郎訳)。
- (二) フロイス著、一五八五年八月二十日付、イエズス会一五八五年度年報(村上直次郎訳)。

三 国東武士のキリスト

結論から言えば、浦辺つまり東国東郡のキリストは、たいてい岐部氏を中心としたものであつたようと思われる。

まず岐部氏について手がかりとなる史料は、一六二〇年(元和六年)ペトロ岐部神父が三十三歳の時、ローマでイエズス会に入った際書き上げた簡単な自己紹介である。これによると父はロマノ岐部、母はマリア・ハタと称し、出身地は日本の豊後の国浦辺と言わわれている。それを見ると一五八七年(天正十五年)ごろ国東半島に岐部というキリストが居たことがわかる。なお、このロマノ岐部(当時ラテン語のロマンを、たびたびボルトガル風にロマンと称した)について一五八九年の布教報告に次の興味深い記事が出ている。時は既に秀吉の禁教令後になり、そのため豈後には宣教師が居なかつたわけである。

「浦辺の有力者の一人であり、戦争の時以来のキリストンであつて優れた見識の持ち主である岐部左近殿の妻は、夫からまた親族の一人である岐部ロマノから、我らの聖なる信仰について聞いた。そして夫人はキリストンになろうと決心し、洗礼を大いに望んだ。それでロマノは夫人に洗礼を授けることを申し出た。というのは、彼が神父たちからその任務を果たす許可を得ていたからである。しかし夫人は、彼の手による洗礼の有効を信用しようとなかった。そのため、間もなく帰つてくるはずの神父たちを待つこと、そして神父の一人から洗礼を受けることに決めた。しかし夫人は間もなく病氣になり、ロマノに洗礼を授けてくれるよう頼んだ。夫人は受洗後数日にして死んだが、その靈の救いは確かにあるとと思われる。」

これによるとロマノ岐部は何年か前からキリストンであり、最後の城主として知られている岐部左近は一五八七年（天正十五年）九州征伐の時に受洗したことが明らかである。左近の洗礼はおそらく一五八七年三月二十五日の復活祭に、大友義統と若干の部下、また毛利秀包、熊谷豊前守などの武将が中津で受洗したときであつたと思われる。彼の妻もその後キリストンになりたいと望んでいたことは当然であろう。なお、この記事にはロマノが左近の親戚に当たつたとは書いてあるがどういう関係になるかはつきりしない。したがつて、このロマノが岐部系図の誰に当たるかについても断定できないのである。

岐部系図と言えば一、三が残っているが、中に出ている人物と事件は、岐部文書やその他の確実な史料と多少食い違いがある

ので、おそらく後世の作成であり信憑性が薄いと思う。河野清実先生が岐部文書や他の史料に基づいて総合的な研究を行ない、その概略を「岐部氏の累代」で発表したこともあるので、ここでは大体これを根拠にする。

岐部氏は紀氏の支族になる。天慶年間紀氏の一人が国東へ追放されたという説もあるが、また他の史料によれば紀継雄が豊後守に任命されたそうである。^(三) いずれにせよ、紀氏が太宰府関係で九州へ来て土着したのは、河野先生によれば、宇佐宮との関係であろう。すなわち国東半島のほとんどは宇佐神領であり、これを行政するに当たつて、あるいは領内の豪族に命じ、あるいは宇佐宮から地頭を派遣したのである。その中には紀氏と大神氏が特に目立つており、後の国東武士の多くはすなわちこの二氏の後裔である。

國東の岐部氏が初めて歴史に登場するのは、一二八一年（弘安四年）蒙古襲来に出陣した國東武士の中に見られる岐部成末である。また同じこの成末の名は弘安八年の「豊後國岡田帳」の中に岐部の地頭として表われ、岐部浦に十七町を支配していると付加されている。こうして岐部氏はそのころから岐部の神領、もしくは神宮寺領の地頭として現在の国見町岐部区に土着し、又この地名から名を改めたのであろう。玖珠郡の岐部氏は國東の岐部氏から分かれた。

代々地頭として土着した岐部氏は次第に他の諸氏と同じようにほとんど自立してきたが、大友氏がその勢力を豊後全国に確立するにつれてこれに屈するを余儀なくされた。こうして大友時代には、彼らは豊後の大身であつた「國衆」に対して、いわゆる「郡衆」になつた。なお、「豊陽志」に挙げられる「御一族六十二家と諸方一族三十七家」に対し「諸氏百五十家」と言われる級に属し、しかも「右百五十家、當國へ他国より御屋形を慕い相集まり來たり、奉公せし家々、是を束ねて新參衆といふ」という注釈が付いているが、どれほどの信憑性があるか疑問である。

だが入江の多い東国東の海岸線に土着したこれらの豪族は、いわゆる浦邊衆として豊後で特殊な一役を演じていた。姫島、竹田津、櫛来、岐部、富来などは地理的関係で半農半漁で生計を立て、また豊後の水軍として活躍していた。大友氏がいよいよ自主的な外交にも乗り出すようになると、この水軍は朝鮮、中国などにまで渡り、一四六八年に岐部山城守のごときは大友の使節として明朝に行つたことさえある。もちろん、外交が失敗し貿易がむずかしくなった場合、この水軍も当時の例にもれず海賊になることもあつた。宇佐宮との関係で、浦邊衆の船もその帆に八幡と書き、福建州であれほど恐れられていた八幡船の一部でなかつたかとも思われる。^(四)

岐部の隆盛を語る遺跡としては、ことに岐部浦にある広大な岐部神社、上岐部の五重塔があり、また城山に岐部城の跡がある。城山の麓にはまだ濠の一部、石段、礎石などの遺跡が残つており、当時の構えをかなり良く表わしている。もちろん、この「城」は、徳川時代のような豪華なものではなく、むしろ一種の砦にすぎず、城主の住居と武士の屋敷はその麓にあつた。その名残りは今なお何々屋敷といった字名に偲ばれる。

一五八七年にキリストンになつた「浦辺の有力者左近殿」は、岐部の最後の城主として知られている岐部左近大夫一達であつた。河野清実氏は種々の古文書に基づき彼の伝記をまとめた。^(五) 左近は岐部因幡守の次男に当たるが、兄隼人佐鎮述の後を繼ぐようになつた。彼の名が初めて歴史に表われるのは、一五七六年（天正四年）吉弘鎮信が屋山城を改築した際、兄隼人佐が助力し続いて屋山城^(六)の東にあつた波多要害を警備するにあたつて兄と共に波多にいて、その年の十二月十二日付で大友義統から賞された時である。^(七) これを見れば、岐部氏と吉弘氏との友情、また鞍掛城攻めの際にも岐部一族が田原親實に組せず挙つて吉弘側に属したことなどだけでなく、田原氏との関係が薄く、したがつてキリストンとなるのに田原氏の反対を恐れることもなかつたと思われる。その上、岐部氏とハタ氏との関係についての一伝説も裏付けられる。すなわち、ロマノ岐部の妻で岐部神父の母としてマリア・ハタが挙げられている。それは国東半島の旧家である秦氏であるか、田福の波多氏であるか、それとも全く別なハタ氏（畠？）であるか断定できないが、左近が波多要害の警備に当たり、岐部文書の中に波多家に関する文書が混りこんできたことなどを考えてみれば、田福の波多氏ではないかとも思われる。『豊陽志』に挙げられている「諸氏百五十家」には、波多氏と岐部氏が並んでいるのが全く偶然ではあるが、少なくとも両家の社会的地位の同等さを証明している。

なお、ロマノ岐部や岐部左近などの入信に一動機となつたのも吉弘家とのこの関係であつたかもしれない。大友宗麟の洗礼と共に豊後全地に響いたのは、一五八五年竹田の若い城主志賀親次の洗礼であつた。ところが親次の姉は吉弘幸統に嫁いでいた。彼女もキリストンになつたかどうかはわからないが、その後、吉弘家にも数人のキリストンがあつたのは確かである。

一五九二年（文禄元年）大友義統が朝鮮征伐に参加した際、岐部左近も侍大将として従軍した。一五九三年義統が國を剥がれ周防山口に追放されたとき、彼は翌一五九四年数人の武士と共に義統に忠誠を誓い、また岐部掃部と岐部肥後入道と共に山口まで赴き、義統に仕えた。その年の秋、義統が常陸の水戸へ移されたとき、岐部掃部だけは随行した。

一五九七年（慶長二年）、右に挙げた岐部三人は再び朝鮮に渡つたが、翌一五九八年に他の軍隊と共に帰国した。その年、豊臣秀吉が歿し諸党的勢力争いが始まつたので、山口へ帰つた大友義統は石田三成などと連絡し、旧領の回復を試みた。そ

のとき岐部左近が何度も義統と豊後の旧家臣との連絡を取りを勤めた。しかし一六〇〇年、関ヶ原の戦いで西軍が敗れたのと同じ時、豊後では石垣原の戦いにおいて大友軍が黒田如水に敗戦した。大友軍の魂とも言うべき吉弘幸統と共に岐部左近も戦死した。時は一六〇〇年十月十九日（慶長五年九月十三日）であった。河野清実氏の言葉で言えば、「大友義統主従復興の計画は、全く水泡に帰し、岐部氏の嫡流もまた大友氏と運命を共にしたのである。^(八)」

教会側の史料に見られるロマノ岐部と岐部左近との親しい間柄から推してみれば、このロマノは日本側の史料に常に左近と共に出てくる岐部掃部ではないかとも考えられる。掃部の名はその後の史料にもはや表われない。

一五八七年七月二十四日（天正十五年六月十八日）九州征伐が終わり、豊臣秀吉がまだ博多に居たとき、突然キリストン禁教令が発布された。その結果、薩摩軍によつて破壊された府内のコレジヨや臼杵の修練院が再建されなくなつたばかりでなく、豈後に残つていた僅かの宣教師も皆平戸へ赴き国外追放を待つことになつた。この追放令はついに実行されず、彼らが潜伏して日本に残ることが出来たとは言え、かつて隆盛だった豊後のキリストン布教は再度盛り上るることは出来なかつた。ただ、そこに居た信者を世話するために、定期的な巡回布教が組織される程度にとどまつた。

ところが宣教師たちが信徒の間にしつかりした組織を作り、各信者団体や区域のために一人の熱心な信徒を頭に定め、彼をキリストン同士または宣教師たちとの間の連絡係にさせた上、教理を教え、洗礼を受け、結婚に立ち合い、病人を世話し、葬儀を執行するごとき特別の任務を与えた。前に引用した一五八九年の布教報告によれば、浦辺地方のために任命されたのはほかでもなくロマノ岐部であつた。したがつて彼は、大友氏没落までこの地方においてキリストンの中心と指揮者のような人物であつた。

岐部氏とその関係者以外には、このようなキリストンが東国東に居たか判明しない。前述のように安岐を根拠にする田原氏はキリストンに対して反抗的であつたので、布教を許可し、まして宣教師を呼ぶはずはなかつた。かえつて田原親賢の養子であつた親虎は、一五七七年（天正五年）にキリストンになつた故、家督権を剥がされたほどであつた。

だが一五八六年ごろ、田原氏の部下も幾人かキリストンになつた。一五八三年（天正十一年）には大友宗麟の第三子親盛は田原家を継ぐため、親賢の養子となりその娘と結婚した。この親盛は、以前からキリストンになろうと思つていたが、ようやく一五八二年に義統の許可を得て、受洗したのであつた。

田原親賢は一五五六年（弘治二年）豊前の豪族に対して戦つて以来、大友宗麟から豊前探題を任せられ、宇佐郡妙見岳の城に根拠を置いていたのであつた。親盛が養子になつてのち彼が城番になり、親賢はたいてい府内に滞在するようになつた。こうして、親盛の結婚によつて再び田原家にはキリストンが入り、しかもそのとき豊後にはキリストンの布教がその隆盛の頂点に達していたので、教会側では布教の見込みについて非常に樂観的であつた。

「国王にパンタリヤン」というキリストンの一子（親盛）がある。年齢は十六歳で彼の父の義理の兄弟で叔父（田原親賢）の嗣子となつた。この人は先年通信したとおり、養子のシマン（親虎）がキリストンとなつたゆえこれを離縁した人である。ドン・パンタリヤンはキリストンとなつて既に四年であるが、その思慮深く、性質善く、ことに善いキリストンであるため、王は甚だ彼を愛している。この人については長く通信することが出来るが、簡単にするためただ二、三のことを述べよう。彼は臼杵より四日路の城（妙見城）に居て、その叔父が承知しないためわざかに四、五人のキリストンの家臣が共に居る。叔父の妨害は甚しいが、一層信仰を堅くし、しばしば神父や修道士等に書翰を送つて、常に彼のためデウスに祈らんことを請い、その信仰については、これを棄てるよりも死ぬ覚悟であることを疑わないよう願つてゐる。彼の求めに応じて、一人の神父が告解を聞きミサを行なうために同地に赴いたところ、彼の喜びは甚しく、寸時も神父の許を去らず、デウスが天使を降し給うた思いがすると言つた。……彼は臣民がキリストンとなることを非常に希望しているゆえ、デウスの御恵みにより彼らの君主となつたときには必ず皆が洗礼を受けることは疑いない。」

果たして翌一五八四年、豊後の布教長ゴメス神父自身が妙見城を行つたとき、親盛の妻もキリストンになりマリアという洗礼名を付けられた。

「国王の第三子で今約十七歳のドン・パンタリヤンは神父一人をその城に迎え、告解をしミサを聽くことを神父に願つた。この人は数年前離籍されたシマンの代わりにイエザベルの兄弟親賢が養子としたのであり、フランスコ王はデウスの事に大いに熱心であるため、甚だこの少年を愛した。彼は暴君親賢からしばしば激しい反対を受けたが、迫害が加わればその信仰と徳行はますます強くなつた。親賢は彼にその一女を娶らせたが、彼女のキリストとなることは決して承知しなかつた。その女もまた父の意に背くことを惧れてキリストとなる希望を示さなかつたが、パンタリヤンは彼女に勧め、ペロ・ゴメス神父に来て洗礼を授けてくれることを請い、神父はこれに応じた。しかし親賢はこれを喜ばなかつた。」

そのほか、ゴメス神父は妙見城の駐屯武士の間でも布教しはじめた。天正十五年（一五八七年）十月二日現在、田原支配下妙見城定番勤務の名簿を見れば、九十九人の中には国東武士が圧倒的に多かつたことが一見してわかる。その中でキリストになつた人も少なくなかつたに違ひない。報告書にはゴメス神父によつて受洗した式部殿のことが特筆されている。

「日本人修道士がパンタリヤンの城で説教をしていたとき、豊後國の重立つた太身の一人の兄弟である式部殿といふ武士が居て、悉く説教を聴き終わつて洗礼を受け、パスチヤンの名を附けられた。翌日彼はペロ・ゴメス神父と日本人修道士一人とを伴つてその家に帰り、直ちにその妻と家族および家人一同に説教を聴かせ、約八十人が洗礼を受けた。」

上述の名簿には「式部」が二人出ており、すなわち市丸式部少輔と清成式部少輔である。受洗した式部殿は果たしてその一人に当たるか判明しない。要するに市丸氏は東国東にもかなり多く見られるので、将来なお研究すべき余地があるだろう。一五八六年、ゴメス神父が親盛について次のように書いてゐる。

「豊後の王の子親盛は名をパンタリヤンと称するが親賢が隠居となつたので、妙見の家を継ぎ、直に重立つた者をキリストとなした。今数千人を有するその領地は皆キリストとなろうとしている。」

そして親盛と岡城主の志賀親次の二人が、宣教師の派遣を願つたので、布教長ゴメスは各地に神父一名と日本人修道士一名を派遣した。これは妙見のレジデンシア（住院）の始まりである。そのとき妙見へ派遣された神父がジョルジエ・カルヴァヤ

だが布教所は長く続けられなかつた。同じ一五八六年に薩摩軍が豊後に侵入したのでまず田杵と府内の大きな修道院が閉鎖され、イエズス会の人々は山口へ疎開した。一五八七年一月二十二日に府内に残つていたカリヤン神父と由布院にいたレベロ神父が妙見城へ来てそこからカルヴァヤル神父と一緒に下関へ避難した。こうして妙見における布教所は一年足らずの短期間にしか続かなかつたが、その間、田原配下の武士も若干キリストianになつたと思われる。

そのほか教会側の史料には吉弘氏のキリストianも何人か出ている。もちろん、吉弘家は田原家の支流で、長く武藏の吉弘城に住んでいたが屋山へ移つて以来、西国東や他の所へも行つたのである。ところが、現存する吉弘系図はきわめて不完全なものである故、今まで教会側の史料に見られる数人の吉弘との関係を確かめることが出来なかつた。将来の研究はこの点についてもなお光をもたらすことを期待している。

統計的に見れば、東国東のキリストianはさほど多くなかつたと思われる。最初の百四十名が洗礼を受けて後、一度も組織的な伝道が行なわれなかつたらしく、もしその計画があつたとしても、それは一五八七年の禁教令のためまつたく水泡に帰してしまつた。むろん以上に挙げた人数のほかにも幾人かキリストianになつたに違ひないが、合計として五百人以上には及ばなかつたであろう。

地理的に考えて見れば、東国東のキリストianはやはり岐部氏が栄えた現在の国見町の周辺で最も多かつたと思われる。安岐の田原氏や奈多八幡の勢力のため、その地方の布教は困難であつたに違ひない。

註(一) 一六二〇年、岐部神父自筆の覚書、ローマ、イエズス会本部蔵。
(二) フロイス著、一五八九年九月二十日付、イエズス会年報。

(三) 太田亮著、『姓氏家系大辞典』。
(四) 河野清実著、『岐部氏の累代』。

(五) 同右。

(六) 岐部文書（書七二二号）。

(七)

河野清実著、『岐部氏の累代』。

(八)

前掲の拙著、『妙見のレジデンシア』を参照。

(九)

(一〇) 一五八三年度イエズス会年報（村上直次郎訳）。

(一一)

一五八四年度イエズス会年報（村上直次郎訳）。

(一二)

河野清実著、『国東半島史』、下巻三五八頁。

(一三)

一五八四年度イエズス会年報（村上直次郎訳）。

(一四)

一五八六年十月一日付、ゴメスの書翰（村上直次郎訳）。

四 東国東キリシタンの末路

以上のように、一五八五年ごろキリシタン信仰が国東半島にも入りつつあって、若干の熱心な信徒が出来たとは言え、この伝道には深く根を張る余裕がなかつた。

一五八六年、薩摩軍が豊後に侵入し、急速に府内の近くまで進んできたので白杵の修練院と府内のコレジョに居た神父や修道士は、その年の十二月に豊後を去つて、山口へ疎開することになつた。

ところが戦乱が終わり、島津氏が秀吉に講和を申し込んだとき、豊後だけではなく全国のキリシタンに對して新しい打撃が来た。七月二十四日（天正十五年六月十九日）、秀吉がまだ博多に滞在中、キリシタン禁制を発布した。その結果、豊後に残つていたわずかな神父や修道士も平戸へ行かなければならなくなつた。しかしその前に、各地のキリシタン団体のため一人か二人の熱心な信徒を頭と定め、彼らに特別な任務を与えた。前に述べたように、国東半島においてロマノ岐部はその一人であつた。

一五九二年朝鮮征伐に際して、大友義統も六千余の軍勢を連れて、黒田、島津、毛利などと共に第三軍に入つていた。豊後の軍勢は竹田津に集合し五月一日（文禄元年三月二十一日）に出航したが、中には岐部左近など国東のキリストンも含まれていた。ところが、翌一五九三年大友義統がその卑怯な態度のため秀吉の怒りに遭い、七月（六月）に召還され、所領を没収されて山口へ追放された。これは豊後のキリストンにとつても大きな打撃であつた。義統自身は洗礼を受けたとは言え、あまり信仰心がなく、そればかりか一五八七年の禁教令發布の際、領内のキリストンを弾圧するようになつたのであつた。しかし義統の追放により豊後の重立つたキリストン武士は禄を失つてしまつた。その結果、今まで豊後のキリストンの支えとなつた人物は居なくなつた。

秀吉は大友領を分割して自分の最も信任する武将を各地に置いた。国東郡には、竹中重隆が高田城（一万石）、覧家純が富来城（二万石）、熊谷直陳が安岐城（一万五千石）に置かれた。そのとき、以前の国東武士は新しい支配者の与力にならなかつた限り、他国へ行くか、それとも浪人となるか、百姓となつたのであろう。

一五九四年（文禄三年四月十二日）、吉弘統幸は、山口に預けられた大友義統から最初の便りを受け取つた。その後、吉弘統幸、岐部左近、岐部掃部などは山口に赴き義統に対し忠誠を誓つた。二人の岐部は山口にとどまつて義統に仕え、彼が水戸へ移されたときには、岐部掃部は水戸までもついて行つた。

一六〇〇年（慶長五年）、石田三成が義統を大阪へ呼び、豊後の旧領の復興を約束した。それで義統は豊後に帰り、旧家臣に呼びかけた。しかし、十月十九日（慶長五年九月十三日）石垣原の戦いで黒田如水に敗れた。そのとき、吉弘統幸、岐部左近などをはじめ忠実な国東武士の多くが戦死した。そればかりか国東のキリストンにとつては、秀吉の禁教令の次にこの大友氏没落が致命傷であった。わずかしか残つていらない史料から推してみればその際、武士階級のキリストンはほとんど豊後を去つて他藩に移つたらしい。

二、三の例を挙げれば、岡城主のパウロ志賀親次は、一五九四年に小西行長の取り次ぎによつて日田郡大野莊で二千石ばか

りを拝領することが出来たが、一六〇〇年に福島正則から召出されて備後で千四百石を与えられ、翌年小早川秀秋に仕え美作・備前で九百五十石を拝領した。

ヤコボ吉弘七十郎は一六〇〇年以後、浅野長政に仕え紀州で百石を拝領した。一六一九年浅野長晟について広島へ移り姓を吉広に改め、また彼の子と思われる吉広次郎衛門はそのとき初めて百石を拝領した。寛永年間には宗門改が厳しくなったとき次郎右衛門は逃亡して浪人となり一六四六年（正保三年）に大阪で逮捕され江戸に送られた。広島に残つた吉広氏はついにキリスト教をやめ、その類族は十八世紀の半ばまで特別に監視を受けた。

家臣の一部は、一五九九年（慶長四年）、国東・速見両郡を受け、一六〇〇年、関ヶ原の戦い後、豊前七郡と前記国東・速見両郡を拝領した細川忠興に仕えた。忠興は小倉で新しい城を築き、そこでキリスト教教会の設立を許可し、また中津城下でもイエズス会の住院を許したので、両方の教会が閉鎖され強圧の始まる一六一二年まで、その地のキリスト教徒たちは平穀のうちに信仰生活を続けた。国東半島は一六三二年まで細川領であつたので、キリスト教の教会組織においてもこれは豊後の管轄でなく豊前のそれに入つていたらしい。しかし小倉か中津の宣教師が国東まで出掛けたことは史料に見当たらない。

けれども豊前関係のキリスト教史料を見れば、小倉と中津の信徒のうちに豊後出身の者がかなり多く、中には国東武士の名もしばしば出てくる。たとえば、一六一五年三月十八日に豊前で杵築出身のロマンノ片野與三右衛門の斬首(四)、一六一七年の豊前の信徒代表者のうちにペウロ木付、リアン糸永、リアン田代などの署名(五)、一六一八年七月二十五日にジョン・岐部五兵衛が小倉で斬首がある。

大友義統は一六〇〇年に秋田へ追放され、のち常陸に移され、一六〇五年九月二日（慶長十年七月十九日）に四十九歳で死去した。その年のイエズス会年報には彼についてかなり長い追悼文が入っている。これによると義統はその配所においてきわめて信心深い生活をし、敗北と追放を自分の罪に対する天罰とみなし、それを償いとして神に捧げたとのことである。そして毎日、キリスト教の信心書を読み祈禱をなし、また苦業を行なつた。「このようにして、かつて日本史で有名な豊後の王、義

統ドン・コンスタンチノが追放の地においてすべての親戚、否、妻子よりすら離れて死去した。臨終の時、彼をそこまで伴い、いつも仕えていた三人の召使いだけが立ち会つていた^(七)。この追悼文に特筆された義統の信仰生活を考えて見れば、彼について最後まで忠実に仕えていた三人の部下もキリストンではなかつたかと思われる。彼らの名が伝わつていないので実に遺憾である。

なお、一六三〇年七月にペトロ岐部神父が十六年ぶりに日本に帰つた際、長崎でポルトガルの商人に会い、フィリピンのイエズス会管区長に彼の無事な上陸を伝達するように頼んだ。そして、自分はこれから「ミヤコ」に行くつもりで、それは自分の親戚がそこに居り、彼らがキリストの信仰を自由に奉ずる許可を將軍から受けたということを聞いているからである、と伝えさせた。

「前年日本へ発つたミゲル松田神父とペトロ・カスイ神父が無事にそこへ着いたことを、數日ばかり前に使節団と一緒に我の所へ來た一人のポルトガルの貴族から聞いた。また彼がペトロ神父から聞いたところによれば、この神父は自分の親戚にあたり今ミヤコに居る豊後の貴族の許へ赴こうと考えていた。なお、ある確かな報道によれば、その親戚が最高の支配者から自分もその家族も自由に且つ公然とキリスト教を信奉する許可を与えられたそうである。^(八)」

言うまでもなく、これは寛永七年にあたり三代將軍家光の時代であるから、自由にキリストの信仰を奉じる許可を受けたはずはないが、キリストンであった岐部一族の或る人たちが京坂もしくは関東地方に居たことは確かであろう。

国東の最初のキリストンで、長くその信徒団体の中心であつたロマノ岐部は、その後どうなつたであろうか。その一家も大友氏の没落後、豊後を去つたことは後に挙げる史料から確実に断定することが出来るが、移動の経路と時期ははつきりしない一六一二年（慶長十七年）のイエズス会年報には熊本で加藤清正から弾圧を受けたため、ロマノ・ジンエモン（甚右衛門？）^(九)という武士がペトロとジョアンという二人の息子と共に長崎へ行つた記事がある。しかしこのロマノ・ジンエモンは果たしてロマノ岐部と同一人で、その二人の息子が後の岐部神父と弟ジョアンであるか、確実に決めようがない。ただ、ロマノの死後

彼の妻マリアと一人の息子ジョアンが長崎におり、またペトロが或る史料で大村出身となつてゐることなどを考えてみれば、一家が長崎へ行くまで肥後に居たこともあり得ないわけではない。

いずれにせよ、一六一七年（元和三年）にはロマノ岐部は既に死んでおり、ペトロは一六一四年のキリスト教禁制によつて外國へ追放され、妻マリアと彼女の唯一の支えとなつた息子ジョアン五左衛門とその妻ルフィナが長崎に居たことは、同年のイエズス会年報からわかる。

「前年の迫害の時、岐部五左衛門ジョアンというキリスト教の武士が、筑前の国から筑後へ来てそこに住もうとした。そして住みついた所の領主がキリスト教に対して搜索を命令したことを聞くや、彼は自ら出頭し、自分はキリスト教であり、この教えを棄てるより何でも堪え忍ぶ覚悟をしていると公言した。しかし領主は、彼が筑後の國の者でないから、自分はこのようなことを認めず、又これに關係したくないと答えた。また彼がこの國を去つて好きな所のどこへでも行けばよい、と。ジョアンは言い含められたとおりに長崎へ赴いた。しばらく後で、筑前および筑後の信徒を世話する神父が持病を癒すために長崎へ行つた。彼は迫害中の種々の困難のために健康を害していたからであつた。この神父は前記のジョアンに、かの地方の信者たちを訪問し勇氣づけるように依頼した。ところが、筑前の領主がこのことを耳にしたらしく、非常に憤慨して長崎へ使者を遣わし、ジョアンを逮捕して昼も夜も彼を厳しく監視するよう、またいかなる人も彼と自由に話してはいけないと命令した。それにもかかわらず、神父は彼の告解を聞き彼を勇氣づける方法を見いだした。ジョアン自身はきわめて満足していたばかりでなく、己が生命を神への愛のために捧げたいという大きな望みを抱いていた。そしてこの牢舎が自分のためにばかり出来ていると思つていたほどであつた。ジョアンと共に彼の妻も捕えられた。彼女もまた夫に負けず熱心でありすべてを覚悟していた。そして告解して後、彼女の満足と喜悦はますます深くなり、自分も我が主キリストへの愛のために命を捧げたいと望んでいた。これほど聖なる事のために投獄されたこの二人の喜びは、異教徒たちや一人を監視する役人をさえ驚かせるくらい大きなものであった。そしてこの立派な精神をもつて二人はキリスト教の友人に別れを告げた。やがて彼らは長崎から筑前の國へ連れて

行かれ、今も自分の事を全く神の聖旨に委ねながらそこに居るが、最後はどうなるか誰も知らないのである。

ジョアンの母はマリアと称し、実に徳の高い献身的な婦人である。しかし息子の捕縛の時に母は一緒に捕えられなかつた。彼女はかなり歳を取つており、ジョアン以外には彼女を養う他の息子は今日本には居なく、従つて、彼こそ老母の唯一の支えになつてゐる。しかし母は、自分が捕えられなかつたにしても、この一人の息子を神に捧げたいという大きな望みを抱いてゐる。そして我が主がこの念願を叶わしめ給うように、彼女はロザリオを千環、この意向のため祈らんと約束した。そしてこの願を程長からぬ時間で成就したのである。(一〇)

ここでは注意しなければならない点は、ジョアン岐部が当時、日本に居る唯一の息子だということである。この年報の刊本や翻訳は皆、「日本に居る」という言葉の意味を理解しなかつたので省いてしまつた。しかし外国にもう一人の子が居る——しかも著者ロドリゲスと同じマカオに——とすれば直ぐその意味が明らかになる。当時、外国に居た息子はほかでもなく、一六一四年に追放されたペトロ岐部であつた。なお、一六一七年(元和三年)、日本全国の信徒代表者七百余人の署名を求めてイエズス会の宣教師が迫害勃発に当たつて信徒の世話を怠らなかつたという証文をヨーロッパへ送つたことがある。そこに筑前の信徒代表三十九名の代表として岐部五左衛門ジョアン自筆の署名と花押がある。(一一)しかし彼のその後のことについては、史料が残つていない。

翌一六一八年、豊前で厳しい搜索が行なわれたとき、小倉および中津で次々にキリスト教徒処刑が行なわれた。その年の七月二十五日に小倉で斬首された十二人の内、ジョアン岐部五兵衛という若い武士も居た。その年のイエズス会年報には彼について次のような追悼文が載つてゐる。

「五兵衛ジョアンは豊後出身であつた。彼は熱心なキリストンであつた父母が与えてくれた教えや聖なる忠言を忠実に守り通して來た。父兄が彼を幼い時から信心と神に対する畏敬においてよく教育しただけでなく、彼自身もこれらの事に関して非常に進歩も、万人に羨む禮となつてゐた。そして我が主は彼にこの善き教育にふさわしい最後を与え給うた。と言うのは、

彼が種々の悪い勧めに耳をかさず信仰において堅固にとどまり、そのためには斬首されるようになつたからである。」

この記事を見れば、彼の両親もキリストンであつて、我が子に小さい時からしつかりした宗教教育を施し、また彼のキリストン名がジョアンと言わしたことなどから推して、彼を筑前のジョアン五左衛門と同一人と見てはどうかとも考えられる。しかし彼の名は再三度はつきりと Gohyoe となつており、彼の母や妻について言及していない点から見れば、別人とみなすべきであろう。おそらく一六〇〇年以後、細川忠興について親と共に小倉に移つたと思われる。そして彼の両親もやはり岐部一族の者で、熱心なキリストンであったことを知る。

以上のわずかな史料だけでも一見してわかるように、国東半島のキリストンは、大友氏没落と、早くも慶長年間に始まつたキリストン弾圧といつた二つの大打撃の結果、大抵は他國へ避散してしまつた。

註(一) 前章に引用した一五八九年のイエズス会年報を参照。

(一) 拙著、『芸備キリストン史料』、七一頁以下を参照。

(二) 同右、一七七頁以下を参照。

(四) 一六一六年三月十五日付、ロドリゲス・ジラン著、一六一五年度イエズス会年報。

(五) 一六一七年、全國のキリストン代表の署名のある証言文書のうち、豊前国小倉と中津の文書(松田毅一著、『元和三年、イエズス会士ロドリゲス・ジラン著、全國キリストン証言文書の研究』、清泉女子大学紀要十三号)。

(六) フェレイラ著、一六一九年一月三十二日付、一六一八年イエズス会年報。

(七) ロドリゲス・ジラン著、一六〇六年三月付、一六〇五年度イエズス会年報。

(八) 一六三一年六月三十日付、マニラ発、ブエラスの書報。

(九) コーロス著、一六一三年一月十二日付、一六一二年度イエズス会年報。

(一〇) ロドリゲス・ジラン著、一六一八年十一月二十日付、一六一七年度イエズス会年報。

(一一) 前掲、一六一七年の証言文書。

(一二) 前掲、一六一八年イエズス会年報。

五 ペトロ・カスイ岐部

国東半島が生んだ最も著名なキリストンは、何と言つてもペトロ・カスイ岐部神父であろう。一六三九年に江戸で殉教したこの偉大な人物について、早くもキリスト教諸外国で関心を持ち、彼を親しく知っていたアントニオ・カルディムは、「一六四六年にローマで発行した日本殉教録の中で彼の賞讃文を掲げ、また挿絵としてローマの美術家が作成した肖像をも入れた。^(二)」日本では、初めて岐部神父を紹介したのが、姉崎正治博士であつた。しかし博士の手に入つた史料がまだ乏しかつたので、『契利斯督記』に収録されている井上筑後守の覚書で言及している「キヘヘイトロ」はこの岐部神父と同一人であると指摘したが、彼の姓と出身地については種々の仮説を試みた。^(三) 外国の史料で *Cassui* と言われているので、時には糟井という文字を當て、時には東北の葛西氏ではないかと推察している。すなわち神父の父は東北の葛西氏の一人であつて、天正年間豊臣秀吉のために葛西氏が滅亡したとき、彼は逃亡して九州へ赴き、やがては岐部に土着したので姓を岐部に替えたという仮説である。これに對して既に河野清実先生は、国東の旧家である岐部氏との關係を指摘している。すなわち『国東半島史』の下巻、寛永十六年の項で次のように記している。

「此年伊美の人、ペドロなるものあり、姓はカツスイ、父はロマノ木邊、母はマリヤ、日本名ハナ、此ペドロ耶蘇信者の故を以て江戸に於て穴吊に刑せらる。惟ふにカツスイは鹿嶋なるべし、ロマノ木邊は岐部氏なるべし。」^(四)

最近、ローマのイエズス会本部で発見された岐部神父自筆の覚書と書簡、またはイエズス会名簿、司祭敍階などの記録によつて、河野先生の推定を正当と証拠づけることが出来た。ただしカスイを鹿嶋と解釈することは無理であろう。すべての第一史料にはつきり *Cassui* となつてゐるので、鹿島の誤りとは思われない。まだ確実な結論までいかないが、ペトロ岐部が同宿（伝道士）として教会に奉仕しはじめたとき、当時の習慣に従つて名を替えてカスイ（可水？）という号を採つたのではないかろうか。

いざれにせよ彼自身の手による覚書の中で「ロマノ岐部とマリア・ハタの子、生國は日本豊後の国浦辺」となつてゐる(五)。彼は前掲の岐部ロマノの子であり、一五八七年に浦辺地方に生まれたことは確実である。ここで付記しておくが、彼の生年をはじめ他の年号についても、史料に表われる年齢の数え方が日本風か西洋風か判明しない限り一両年のずれの可能性がある。

父の岐部ロマノは熱心なキリストン信徒であつたのでその子供に早く洗礼を受けさせ、もしくは自ら洗礼を受け一子にペトロ(当時はヘイトロと言つた)、もう一人にはジョアンと名を付けた。ペトロは一六〇一年から再び有馬の城下に移つたセミナリヨで、宗教的陶冶と共に語学(ラテン語)、自然科学などの教育を受けた。卒業の時であろうと思うが、一六〇六年にイエズス会に入りたいと決心し、上長の許可の上でそのような願を立てた。しかし彼のこの念願はその時に聞き入れられなかつた。

その後、ペトロは一時、親の許へ帰つたか、それとも伝道士として教会に奉仕することになつたかと思われる。もし上述のごとく、一六一二年に肥後で彈圧を受けたロマノ・ジンエモンがロマノ岐部と同一人であつたとすれば、ペトロは一応親の許に帰り、一六一二年に父と共に長崎へ来て、その後伝道士になつたとも思われる。そうすれば或る文献に「大村出身」となつてゐるものも理解できるのである。

一六一四年(慶長十九年十一月)徳川幕府のキリストン禁令が発布されたとき、各地の教会や施設が閉鎖され、宣教師は長崎に集合することになった。そして、教会側の種々の努力は効を奏せず、やがて十一月七、八両日には宣教師の大部分は五艘の船に乗せられて国外に追放されてしまった。三艘はマカオへ一艘はマニラへ行つた。ペトロ岐部もそのとき追放を免れず宣教師たちと共に乗船したが、マカオへ行つた同宿五十三名、それともマニラへ行つた十五名のいざれのグループに含まれていたか判明しない。しかし彼の後の行動を考えてみれば、マカオへ行つたと思われる。

マカオでは追放された神学生と同宿のために、ラテン語と神学の講義を設けてこの追放の期間を彼らの再教育に用いようとした。ところが、二、三年後、四人だけを司祭候補者と決めその他の学生のための講義を廃止したとき、多くは不満を抱き、

中の数人はマカオを去りフィリピンへ渡つてそこで他の修道会に入つたことが、最も大胆な者はローマまで行き、じかにイエズス会の総会長に入会と司祭敎階を依頼することにした。マカオの上長はこの「流浪の脱出者」について警戒するようローマへ手紙を出したが、それにもかかわらず三人がローマで入会を許された。彼らの名はペトロ岐部、ミゲル・ミノエス（本名は不明）、マンショ小西（小西行長の孫？）であった。

一六一八年の初めに彼らはマカオを去つてインドへ渡り、そこからペトロ岐部は単独の行動を採つて陸路でペルシアを通り、「半分信心に動かされ半ば世界を見たい」という好奇心にかられて^(八)パレスチナへの巡礼を行なつた。彼は聖地パレスチナを訪れた最初の日本人であった。

一六一九年の末か翌年の春、ペトロ岐部はキリスト教の首都ローマに着いた。司祭敎階のために必要な許可状を持つていなかつたのでローマ教区当局で新たに試験を受けた上、一六二〇年十一月にラテラノ大聖堂で司祭になつた。ローマ教区にまだその敎階に関する書類が残つている。これによると、一六一〇年十月十八日に剃髪、翌十九日に守門、二十日に読師の下級聖品を授けられ、十一月一日に副助祭、八日に助祭、十五日に司祭になつた。それから次の十一月二十日にイエズス会に入会を許され、ローマの聖アンドレア修練院に入った。^(九)一六二三年の修練者名簿には、彼の名は二十七番に挙げられて^(一〇)いる。

二十七番、ペトロ・カスイ神父、日本人、三十五歳、健康状態良、一六二〇年十一月二十日ローマで入会、学歴倫理神学
一年修了

なお入会の際に書き上げたと思われる自筆の覚書が、ローマのイエズス会本部に保存されている。
(一一)

一 名はペトロ・カスイ。ロマノ・キベとマリア・ハタの子、当年三十三歳、生まれは日本、豊後の国、浦辺。

二 信心業として何も特別なことはしないが、ただ毎日ロザリオの祈りを唱え、種々の聖人に対して祈りを捧げ、毎土曜日断食をする。

三 入会の動機は私の自由な決心であった。十四年前、私は自由に願を立て、そのためマスカレニヤス神父が作った誓願

文を使つた。

四 健康に関して、私は相當な困難をも耐え忍ぶことが出来ると思う。

五 神からの賜物について私は格別多く与えられたようを感じる。そのおかげで種々の多くの労苦や困難から救われ、ついにイエズス会に入会することを許されたのである。

六 私はこの召命に満足している。なお、自己の救靈と隣人のそれのために進歩するよう大いに望んでいる。

ペトロ・カスイ、日本人

(他筆) 日本における殉教者

ローマの修練院に滞在し訓練を受けたのは、わずか一年半であった。祖国日本におけるキリストン禁制の強化と迫害下の信徒を世話する司祭の欠乏を氣にして、祖国へ遅く帰る許可をじかに総会長に依頼した。その結果、二年の修練期間がまだ終わらないにもかかわらず、一六二三年六月六日にローマを去つてイスパニヤ経由でポルトガルの首都リスボンに赴いた。そこで修練をすませ、一六二三年十一月二十一日に修道会の誓願をして帰國の準備に着手した。リスボンから一六二三年二月一日にローマへ送つた彼のラテン語の書簡が一通まだローマに現存している。^(二二)

帰国のため、一六二三年三月二十五日にリスボンを出航したインド洋艦隊に乗り、東洋諸国へ赴く宣教師團に加わつた。その年の航海はことのほか困難であり、ようやく九月に南アフリカのモザンビクに辿り着きそこで越冬した後、翌一六二四年に再び船に乗り五月二十八日にゴアに到着した。^(二三)

岐部神父は次の船便でマニラへ渡りそこから更にマカオへ行つた。日本人として日本へ潜入するのは簡単だらうと思つたとすれば、決して容易なことではなかつた。日本側の厳しい警戒だけではなく、日本貿易を危険に曝さないためマニラやマカオの政府は宣教師の渡航を堅く禁じていた。こうして一六二六年の終わりには岐部神父はまだマカオに居た。

ちようどその頃、シャム(タイ国)の首都アユチャヤにイエズス会の新しい布教所が出来、山田長政の配下にあつたキリスト

三百名を世話するため、日本人のロマノ西修道士もそこへ渡っていたので、岐部神父は一六二七年マカオを発ちシャムへ行くことにした。途中、シンガポール海峡で待ち伏せていたオランダの海賊船の襲撃を受け、海中へ飛び込んで陸へ泳ぎ、一週間もの間マライ半島のヤングルを彷徨つて、やがてマラッカに着き、そこでマラリアに罹ったなどといった冒險的な旅のこと

を、彼自身、一六三〇年にルバングからローマへ送った書翰の中でまざまざと語っている。

ようやくその年の五月にアユチャヤに到着した。しかし彼はそこのイエズス会の住院にとどまらず、自分の素姓を隠すために、水夫に変装してアユチャヤの日本人町に潜伏していた。しかし、シャムからもとうとう帰国のすべを見いださなかつた。

それで一六二九年にフィリピン使節がシャムへ来たとき、彼は病氣になつたカルデイム神父と共にこれに便乗して七月二日にマニラに向かつて出帆した。^(一六)

マニラでは、彼と同じく帰國の便を探していたミゲル松田神父に会つた。二人は相談の結果、自らの手で船を用意して渡航を試みることに決めた。一切の準備を極秘のうちに遂行するため、二人は数人の日本人のキリストンを水夫に雇い、マニラ湾内にあるルバング島へ渡つた。ちょうど季節風が吹きはじめ彼らが出帆しようとした時、船の木材が白蟻のために損われたことを発見した。しかし一行は幾分か応急処置を施した上、決心を固めて渡航を試みた。^(一七)

冒險的な航海は無事に七島海峡まで進んで行つたが、そこで彼らは台風に遭い、もともと朽ちかけた小船はどうとう難破してしまつた。神父たちと同伴の水夫は辛うじて命拾いをして近くの島の住民に救われた。そこから別な船に乗つて薩摩半島の坊ノ津まで送つてもらつた。こうして岐部神父が再び祖国の土を踏むことが出来たのは、一六三〇年（寛永七年）七月のことであつた。

二人の神父はさつそく長崎へ赴き、そこに身を隠しながら迫害下の信徒のため働いた。松田神父はわずか三年後、一六三三年九月に疲れ果てて死去した。岐部神父は、そのはつきりした年代はわからないが、東北地方へ出掛け一六三九年に捕縛されまるでそこで活躍を続けた。その時の彼の活動についてくわしい史料が残っていないが、ただキリストン武士として有名な

後藤寿庵の旧領地に隣接していた水沢（今の岩手県水沢市）で彼が三宅藤右衛門の家に潜伏していたことを裏付ける白状書が伊達家文書の中にある。
（一八）

長三郎訴人

一 仙臺領水澤と申所に、三宅藤右衛門と申者、夫婦きりしたんに而御座候。年五十計に罷成候。男子一人年廿許に罷成候。木部宿を致候故宗門之儀に存候

二月十三日

一六三九年（寛永十六年）島原の乱が鎮定された後、幕府は最後の宣教師を捕縛するように全力をあげた。一六三八年から三九年にわたるこの「伴天連狩」の結果、東北に潜伏していた三人のイエズス会士と二人のフランス・スコ会司祭は、みな発見され江戸へ送られた。フランス・スコ会士はさつそく江戸で火刑にされたが、三人のイエズス会士は評定所で訊問を受け、数度、將軍家光の御前で吟味されたこともあつた。最後には大目付井上筑後守にこの事件のことが一任された。それで三人が穴吊しの拷問に掛けられたとき、老弱のポルロ神父と日本人マルチノ式見神父は「念佛を唱えた」そうであるが、岐部神父はその時にさえ、一緒に穴に吊された同宿を励ましたので、役人の怒りをかい、穴から引き出されてその場で斬首された。こうして彼らはその不動の信仰のために一命を捧げた。時は一六三九年七月四日であった。井上筑後守の手になる覚書には、彼の最後について次のように記されている。

「右三人の伴天連共、筑後守所にて、十日〔間〕吉利支丹の法穿整いたし、十日過ぎ、三人の伴天連、籠屋にて、筑後守家來を遣し、敵問申付け、コン・ペニヤ壽庵、マルチイニヨ市左衛門ころばせ、念佛を申させ候由。其後、筑後所へ召寄せ、一両年指置き候所、二人共に病死仕り候由。キヘペイトロはころび申さず候〔て〕、つるしころされ候。是は其時分までは不功者にて、同宿一人キベと一つ穴につるし申候故、同宿ども〔を〕勤め、「候故」、キベをころし申し候由。^{（一九）}キベ相果て候てより後、兩人の同宿どもころび申候につき、つるし場よりあげ、籠屋へ遣し、久しく存命にて罷在候。」

一大猷院様御代鳴原一枝萬城。後從仙翁伴天連翁卷
ニルチイニヨ希也。キベクトロ石捕系以評定場へ四度
出立。御審聲極り。又甚後證收も下重委。又為

盛三人の伴天連。百安淳菴柳生但馬。三矢弓弓会家
つの教田尋二三。五中根壹岐。又上使範。又。又
佐右三ノ老。評定不。先。又。範。一人。全。審聲。仕。又
一方三人の伴天連。範。又。又。十。切支丹の清審聲。又
十九。三。三。人の伴天連。範。又。又。審聲。又。又。又。
ナ。付。ニ。バ。ニ。ヤ。毒。唐。ニル。チ。イ。ヨ。希。也。又。コ。ロ。ハ。セ。合。傳。ト。ア。リ。又
此。を。通。傳。後。又。又。又。一。高。年。持。也。又。又。又。又。又。又。

岐部神父の波瀾に富んだ一生は、しかし単なる冒險家のそれではない。彼の全生涯を一貫した高鳴る理想はすべての行動を方向づけ、また一切の困難に際して、その超人的な力をもたらした。岐部神父の人格において、浦辺衆の武士であつた岐部氏の精神が更に高揚され、一つの信念に統一された。河野清実先生は岐部氏について次の総括的な觀察を行なつてゐる。

「岐部氏は鎌倉時代より安土・桃山時代まで三百二十年に亘る国東半島の豪族である、前條記する所は二十六名なるも、實際に於ては之に漏れたる幾多の武士武将もあろう、併し遠祖岐部成末以来累代を通ずる武士道精神乃至其活動振りは、其大体だけは如上の史実によりて窺ふことが出来る、國守大友氏へ盡したる終始一貫の忠誠は特記す可きもの、主家の極盛期に於ける、行動は元より、其没落期即大友義統の幽閉時代の如き身を以てよく輔翼し、死滅のどん底より回生勃興の策を計画苦心せるもの、大友配下数百の將士中、岐部氏以外に於て果して何名を挙ぐることが出来やう、殊に第一祖岐部茂実が大友氏の代表として大陸貿易を興してより、其子孫が次ぎ次ぎ其遺志を継ぎ、國東半島浦辺衆の先達として、戦時には水軍、平時には貿易全く大友氏の隠れたる手足となり富強策に努力し、大友義鑑、義鎮をして遂に九州制覇の歴史を成さしめたのである。又一面より見れば當時海賊衆と呼ばれ、幾度か死線を越えて海外發展に努力し、勃興せんとする我国の為に貢献したる其英氣と手腕とは国史に於ける不滅の光である。^(二〇)」

岐部神父はこの浦辺衆の精神を受け継ぎ、海において陸において、彼らの勇敢さを人一倍發揮しただけでなく、これをキリストの信仰によつて一層高く昇華させたのである。武士は「主君の御用に立つべき者なり」という武士道の精神を、歴代の岐部氏が最後の城主左近大夫まで見事に実行してきたと同様に、岐部神父は自分の最高の主と選んだキリストのために不動の忠誠を尽くした。

教会側では早くも、彼のかつての同伴者で友人であつたカルディム神父が、一六四八年にローマで刊行した『日本殉教録』の中で岐部神父の簡単な伝記を書いた。またローマで行なわれる列聖調査のため彼の名は聖人候補者の目録にも載せられたが、日本の厳しい鎖国制度のため、その必要な調査がどうとう不可能になつてしまつた。

一九五九年（昭和三十四年）九月二「十四日、岐部において記念祭が行なわれ、その後ペトロ岐部神父偉德顕彰会が編成され、
一九六五年九月二「十四日、岐部氏の本拠であった岐部城址の麓に、岐部神父の銅像（舟越保武作）が建立された。^(一)

註（一） A. F. Gardim S.J., *Fasciculus e Japonicis Floribus*, Roma 1646.

（1） 姉崎正治著『キリシタン伝道の興廢』。

（ii） 同著『切支丹迫害中の人物事蹟』、十頁にある挿絵の説明を参照⁽²⁾。

（四） 河野清実著『國東半島史』、下巻一四九頁。母の名をハナとしているのはハタをハナの誤字とみなしているからである。しかし、岐部神父自

筆の覚書にははつきり *Fata* くなっている。

（五） 一六二〇年イエズス会入会際、岐部神父自筆の覚書、ローマ・イエズス会本部蔵。

（六） 同右。

（七） 最初にマニラへ行ったところの説もある⁽³⁾。

D. Bartoli S.J., *Deell' Historia della Compagnia di Gesu in Giappone*, Roma 1660, V, 493,

（九） ローマ教区古記録所蔵。一六一八—一六二〇年、敍階記録（未整理の史料）。

（一〇） 一五九四—一六二〇年、修練者名簿、ローマ・イエズス会本部蔵。

（一一） ローマ・イエズス会本部蔵。

（一二） ローマ・イエズス会本部蔵。

（一二） インド洋航の参考史料は、同じ船でインドまで行ったチオピア行の宣教師団の書翰を見られる。

（十四） 披著『遷羅の日本町とキリシタン』（『キリシタン研究』第十一輯）。

（一五） 一六二〇年五月七日付、ルバング島発（ローマ・イエズス会本部蔵）。

（一六） 同書翰。出发の月日は同船したカルティエ神父の覚書に見られる（前掲『遷羅の日本人町とキリシタン』参照）。

（一七） マリナ滞在について P. Morejon S.J., *Relacion de los Martires del Japon del año 1627*, Mexico 1631 の記載による⁽⁴⁾。

（一八） 伊達家文書。菅野義之助著『奥羽切支丹史』、二〇〇一頁。

(一九) 『契利斯督記』。

(二〇) 河野清実著、『岐部氏の累代』。

(二一) なお、詳しい伝記と史料を拙著、『キリスト人人物の研究——邦人司祭の巻』参照。通俗的な小伝として拙著、『海賊の末裔』。

六 宗門改と絵踏

以上述べたことでもわかるように、東国東のキリスト史はごく短期間のものであり、重立つたキリストは大友氏没落の際、あるいは戦死あるいは他藩に移つたので、一六一四年に徳川幕府の禁教令が発布されたとき、もはやキリストの信徒はほとんど居なかつたと思われる。とにかく、一六一四年の全国的な禁教令に相次ぐ弾圧と迫害に際して、國東地方には殉教者も出なかつたし、背教者の子孫を対象にする類族改も行なわれなかつたらしい。

しかし、キリストン禁制から生まれた一般国民に対する諸制度、すなわち檀那寺制度、寺請制度、宗門改と絵踏の制度は、東国東の至る所においても、徳川時代を通じて明治初年まで実施されていた。

なお、東国東は杵築藩に属していたので、ここで藩府杵築についても少し述べる必要がある。一六三二年（寛永九年）細川氏が熊本へ移されたとき、小笠原忠知が杵築領六万石を拝領し、一六四五五年（正保二年）彼が更に三河国吉田へ転封されると、高田城主松平英親が杵築の領主となつた。ただしその時、幕令によつて彼の一人の弟のために分知行が設けられた、すなわち重長は「両子組」と称された十五カ村（三千石）、直政は「伊美組」と言われた七カ村（二千石）を与えられた。^(二)しかし二人とも江戸に滞在することになつていたので、分知の行政はだいたい本藩を通して行なわれた。

法規と高札 諸藩の例にもれず、松平氏も入藩の際、知行割、軍事、行政など各方面にわたつて制度を確立した。言うまでもなくその場合、以前の制度を多少引き継ぎ、幕府の一般的な指示を受け入れ、また当藩の地理、経済、宗教、風俗などによる独自の要素をも加えた。

キリストン禁制は全国的な法規であつたので、諸藩の法規集に必ず表われる。城下町では武家と町家それぞれの条目があり、地方では郡中御法度というのが農民の生活に関する法規を挙げていた。東国東地方にとって、徳川時代を通じて規準となつたのは、一六七九年（延宝七年）に出された郷中御法度であつた。これより以前にも何らかの法規集があつたと思われるが、延宝七年のものは、一七三一年（享保十六年）、一八〇五年（文化二年）に付加された箇条と共に幕末までそのまま通用している。

「一、切支丹宗門如先規念を入可相改怪敷ことの於有之者、早々訴出べし。以別儀褒美可申付也。若隠置ことのあらバ可為重科事」

最も重大な法規を、毎日民衆の眼前に置き意識により起こすため、諸国の要所に御制札所が設けられ、八ないし十二の高札がそこに立ち並んでいた。一六三八年（寛永十五年）の幕令によつてキリストン禁令の高札も必ずその中に含まれ、また一七一四年（正徳四年）から、外国人宣教師の密入に関するいわゆる「伴天連札」も西国諸大名に、少なくともその領地の海岸地带のために義務づけられた。

なお、他の高札とは違つて、これに賞金がついていた。キリストンの密告に対して賞金を出した例は早くも元和年間、長崎、江戸、京都などに見られるが、それが政府の全国的な制度となつたのは、島原の乱後、一六三八年（寛永十五年）であつた。賞金の額はたびたび増加され、やがて一六八二年（天和二年）にその最高額に達し幕末までそのままにとどまつた。以下の表のごとくである。

ば り て れ ん に つ き い る ま ん に つ き 立 帰 り に つ き 同 宿 に つ き 信 徒 に つ き	一 六 三 八 年	一 六 五 四 年	一 六 七 四 年	一 六 八 二 年
	二 〇 〇	三 〇 〇	五 〇 〇	五 〇 〇
	二 〇 〇	二 〇 〇	三 〇 〇	三 〇 〇
	五 〇	五 〇	五 〇	五 〇
	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇	一 〇 〇
	一一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一一 〇 〇 〇 〇 〇 〇

安岐町桂徳寺にはこの天和二年の高札が一枚保存されている。高札文は次のようにあるが、諸国と同文である。

定

うちをてし家つを恩年
御制せらち月給半毫取の
有り申出へばほくして

とまきの訴人銀青枚
いましの訴人銀青枚

高卒をあ訴人同封
同宿をあ訴人銀百枚

右之通可被下候たとひ同宿宗門のうちたりといふとも訴人に出候

品により銀五百枚可被下候かくし置他所よりあらはるゝにおいて

ハ其所の名主五人組迄一類共に可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年

奉行

檀那寺制度と宗門改

檀那寺の制度は昔からあつたが、それを国家の

制度にせしめたのは、三代將軍家光の時代であつた。^(八)これによると、各

家は一定の檀那寺に属するようになつたが、これは一般国民の思想監視と教化を目的にしていた。しかしこれによつて仏教は幕府の御用宗教になり、国家から強い支持を受けると同時に形式化する危険も生じた。

奉行

天和二年 きりしたん禁制の高札（安岐町桂徳寺所蔵）

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成もの有之へ申出へし
御はうひとして

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同 斷

同宿井宗門の訴人

銀 百 枚

右之通可被下候たとひ同宿宗門のうちたりといふとも訴人に出候
品により銀五百枚可被下候かくし置他所よりあらはるゝにおいて

ハ其所の名主五人組迄一類共に可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年

奉行

この制度を徹底させたのは毎年の宗門改であった。時期は各藩の都合によって多少異なっていたが、杵築藩では毎年正月に行なわれた。^(九)ここで注意しなければならないのは、絵踏は五ないし七年目にのみ行なわれるのに反して、宗門改は毎年の行事であつた。

その時、「宗門改人別帳」などと云つてこれをあるいは家別に作成されるいはその寺の檀家を総括して一つの帳面にまとめた。中には、戸主の次に妻子をはじめ、下男、下女などまでも残らず記入しなければならなかつた。それから毎年の「宗門改」の際、出産、死亡、結婚、養子縁組、転居などによる変更をも記入することになつてゐた。こうしてこの「宗門改人別帳」は一種の戸籍簿の役割をも果たし、そしてそれが檀那寺を中心に実施されたので、宗教と家族制度の親密な結合を生じ、ひいては封建制度全体にとつて欠くべからざる柱石にもなつてゐた。この「宗門改」は明治時代の初めまで実施され、やがて明治四年四月の新しい戸籍法によつて廃止された。^(一〇)東国東地方でも明治初年まで行なわれていた。なお、これは杵築本藩と分知とで、同じ形式で実施されていたと思われる。

ここに一家を中心を作成されたものとして、杵築淨願寺の「宗門御改帳」を載せておこう。特に興味深いのは、長崎地方と同様にいわゆる「南蛮誓詞」が付いていることである、すなわちその禁じられたキリスト教の神と聖人に誓いながらキリスト教を否定するというおもしろい心理である。時代はかなりあとになるので、キリスト用語は相当転訛されてきた。デウス(神)、パーデレ(父)、ヒイリヨ(子)、スピリツ・サント(聖靈)とは三位一体のことである。サンタ・マリアは聖母マリア、アングリヨは天使、ガラサは恩寵、シユウダスは裏切者の使徒ユダ、シユウラメントは誓いのことである。

宗門御改帳

毎年切死丹宗門御改被仰付當年も御穿鑿被遊候處、切死丹宗旨之者勿論ころひ並類族の者も曾以無御座候、附り不受不施之一向宗茂御吟味被遊候得共、是亦一人茂無御座候我々共宗旨之寺前々より紛無之候、則亘那寺之證據判收差上申候、自然不依何者、胡亂成宗旨之者見及候はゞ早速可申出候、以采共御法度之宗旨、全く心底に望を含申間敷候、此旨少茂相違

於申上候者、

テウスパテレン、ヒヒマヨ、スピリツサンとを初奉り、サンタマリヤもろ／＼のあんしょへ何との御罰を被り、テウスのからたたへはてシスウタスの如く、頬母子を失ひ後悔の一念も、きさゝすして、人々の嘲と寵成、終に頓死仕らんの苦慮に苦められ、疑ふこと御座有間敷候也、依而切死丹宗門のシユウスメンと如件

一向宗八坂手永中村淨願寺亘那

岡本源吉

女房

子十七才 房太郎 子九才 兵太 子二才 磯吉

娘さが 娘はつ

弟 銀次郎

林吾三郎

女房

子十七才 圈太郎

計十八人 男七人 女五人

右拙僧亘那紛まぎれ無御座候以上

淨願寺印

右者宗門御改被仰付候に付、從前に頬從来之亘那寺、證據判見届相違無御座候以上、

五十嵐務

元治元年四月 日

樋口吉左エ門殿

入江右近殿

毎年の宗門改が終了したとき、藩主はこれについて家老会議を開いた上、江戸の中心機関であつた宗門御役へ報告しなければならなかつた。

このような宗門改のほか、寺請制度があつた。結婚、旅行、養子縁組、転居、奉公、いな、投獄された犯罪人までもその寺の檀家であるという証明書を受けなければならなかつた。武藏町麻田報恩寺、安岐町桂徳寺の古記録には、このような書式のモデルが幾つか残つてゐる。

絵踏 以前キリストンの多かつた九州の諸地方では、宗門改と共に絵踏も行なわれていた。^(一三) これも長崎、大村、平戸などでは毎年行なわれたのに反して、杵築藩では七年ごとにしか行なわれなかつた。^(一四)

そのため踏絵板を、最初は長崎奉行所から借用したらしいが、後に隣藩小倉から借りてきた。^(一五) 借用の都合もあつたである^(一六)が、杵築藩ではたいてい二月中、まず城下町において、それから本藩と分知で行なわれた。杵築城下の絵踏について、「町役所日記」の天保五年（一八三四年）二月には次の記事が見られる。^(一七)

△二月一日 町方絵踏 来る四日被仰出、尤刻限の儀は正五ツ時（八時）揃被仰出候に付、其段々廻札を以正六ツ半（七時）揃申触候。

△二月九日御書付を以、左之通被仰出与頭中と直支配の面々を呼出申渡。

×

「口達」

此度絵踏被仰付候処、町家家の男女病人多く有之趣、右は少々の病氣は押て差出の処、心得違の事に候。追踏の節、快方無之ものども、病氣の様子委敷書付不差懸候様、前以て与頭方へ相達可申候此上心得違の者有之候へば急度咎可有申

付候間、其段相心得候様可被申付候。

二月 宿老中

△二月二十四日 追絵踏明二十五日正五ツ時揃被仰出、其段廻札を以、与々申触候。

△二月二十五日 追踏今日於長昌寺相済。月番采助寵出候。手代半兵衛出勤。

片岡弥吉氏は杵築の絵踏の状況を次のように総括している。

「豊後杵築藩では、毎年正月宗門改は行なわれたが、それは十五歳以上の全領民に対してであった。ところが絵踏は七年に一回ではあつたけれども、当歳の幼児まで厳しく執行している。絵板は長崎奉行所から借用した。平戸藩の『宗門方、類族方手鏡』にのせた『毎年於長崎踏絵御借用之御方』という、名簿に杵築藩の名がないのは、この藩が毎年借用していないからである。

絵踏は宗門奉行じきじきに監督して行なわれた。絵板を庭におき、それを見通せる奥座敷に奉行が座を占め、郡方役人、大庄屋が座敷や板間に居並ぶ。庄屋、郷足軽は入口に控え、宗門帳を台帳にして一人ひとりが呼び出されて庭踏させるのである。かぶりものを脱ぎ、裸足で踏むのは何処も同じである。

乳児は親が抱いて踏ませ、病人や歩行のできない病人は、簾輿あんじよという軽便輿にのせて来て、乗りながら踏ませた。簾輿は、長方形の板を台にし、竹で編んだ縁あらわをつけて箱形にし、担い棒にぶら下げるものである。

『安岐町史』によると、御直奉行人、家中奉公人、歳本役人などは杵築城下で踏み、その他の地下奉公人は、在所に呼び返されて踏まされたといふ。もちろん、身分によって踏み場所が違っていた。庶民は庭踏であるが、武士は浪人も含めて座上踏をした。座上踏は家踏いえあゆ、すなわち、畳の上で踏むことであろうか。庄屋などは家ぐるみ座上踏を許されていた。^(一九)

城下町の絵踏が済むと、次々と本藩・分知の各村を廻つていった。それはほとんど一ヶ月もかかったようである。たとえば麻田村は二月の終わりだった。

「(天保五年)一月廿七日 踏絵宿奉行大原文蔵殿、年番庄屋小原村達助、宿引請庄屋三井寺村作右衛門、上座敷六畠表替

障子張替、襖取繕ひ、廿八日無滞奉行衆出立。奉行人來之節、役僧本乗坊、仏前板塁まで出向ひ、^(着座之上)院主挨拶ニ罷出候。奉行衆出立之節、仏前十畳之間障子際迄相送候筈之所、間ニ合不申候故、板塁迄走出、見立候事。^(二〇)

糸永村（今の安岐町内）桂徳寺の日誌にも絵踏に關する記事は往々見られる。これとその他の史料に基づいて『安岐町史』は総括して次のように語っている。

「七年ごとに『絵踏』がおこなわれた。この時は寺社奉行が出郷して、当歳の乳児までひとりずつ、長崎奉行所から借りうけたといわれるキリストの銅版を踏ませたのであり、幕府の嚴命による重大な行事であった。」

『今度切死丹絵踏仰せ付けられ、表様より宗門奉行所差し廻わされ候云々』とあるところをみると、分知の『絵踏』は本藩が執行したものらしい。

踏場には、宗門奉行以下の郡方役人や大庄屋が詰め、入口に郷足輕と庄屋がひかえ、宗門帳記載の順にひとりずつ呼びだして、庭上でキリスト像を踏ませたのである。

男は羽織・袴・脇差・足袋無用、女はかつぎ・綿ぼうし・たくり上着・足袋の着用を許さず、よちよち歩きの幼児は『なつき候者』に手を引かせ、乳児は親が抱いて踏ませる。病人でも『あんだ』に乗つてこられるほどのものは呼び出し、乗りながら踏ませるというのだが、『あんだ』とは簡易駕・竹製モッコともいうようなものである。御直(じき)（城中勤務）奉行人・家中奉公人・戸役などは杵築で踏んだらしいが、その他の地下（民間）奉公人はその在所々々へ呼びかえして踏ませたようである。

身分は煩わしく、浪人でも武士であるからには『座上踏』庄屋も『庄屋中家内まで、絵踏座上仰せつけられ候』というぐあいに、それぞれ待遇が違つていたのである。^(二一)

場所によつて多少の相違はあつたであろうが、杵築藩内の絵踏は以上のように各村落で行なわれた。それが終了すると各村の庄屋、組頭、櫛那寺など責任者の判をもつて、報告書が作成され、藩府に出された。^(二二)

東国東でも大体同じようなものであつたと思われる。なお、藩府ではこれらの書類をすべて審査した上、江戸の「宗門御改役」へ報告書が提出された。

天領における宗門改一七三七年（元文二年）に松平武郷の過失のため、その知行地は没収され天領となつた。^(二三)こうしていわゆる「伊美組」の七ヶ村は徳川直轄領になり、日田代官の配下に置かれた。これにより、キリストン禁制の実施も他の天領に準ずるようになつた。

徳川直轄領では、庶民の行政機関の最小単位として特に五人組制度を強調していた。諸藩においても一六四九年（慶安二年）の幕令によつて五人組制度は一般に実施されたが、直轄領ほど重大視されていなかつた。

なお、天領では庶民の守るべき法規を「御仕置五人組帳」にまとめ、毎年これを庄屋やその他の役人を通して民衆の前で朗読させ、これを拝聴した証明として各戸主に捺印させた。したがつて、簡単に「五人組帳」とも称されたこの文書は三つの部分に分かれていた、すなわち法規集であつた「前書」、その末尾にあつた「誓書」、これに続き各戸主の名と判を載せた「連名連判書」（簡単に連判書とも言われた）があつた。法規集は、各地方によつて多少の相違があつたが、たいてい防犯、年貢米、風習などを中心にまとめたもので、最後には一八三六年（天保七年）に代官山本大膳によつて百四十七カ条に編纂され、各天領ために統一された。多くの藩からもそれが後に採用されるようになつた。

キリストン禁制が初めて五人組法規集に表われたのは、一六四二年（寛永十九年）で、備中倉敷の天領においてであつた。^(二五)それ以後、キリストン禁制は必ず第一か第二の重大な箇条として挙げられている。

東中村旧庄屋鹿島氏宅に、一八二二年（文政五年）の「御仕置五人組帖」の写本が保存されているが、これは一七五〇年（寛延三年）に九州、すなわち豊後、豊前、筑前、日向の天領のために発表された六十箇条の写しである。その中にはキリストンに関する法規が一点に分かれ、第三カ条と第四カ条になつてゐる。

「一、切支丹宗門の儀、累年御禁制の通り堅く相守り五人組常々心を附け、不審なる者これあらば早速之を注進す可し、も

し隠し置て他所より顯るゝにおいては、庄屋五人組は申すに及ばず一類共に急度曲事に申し付く可く候。勿論跡々壻人別宗門御改は帳面仕立て届出で、壹人別絵踏仕るべく候、且つまた寺は一寺の住僧並に隠居、真宗は後住に惣領共なるべく山伏は官位候者ばかり、其の外妻子弟子召遣等百姓同前絵踏申付くべき事。附り、寺院の儀は其の本寺より末に粉れこれなき段証文致し、之を届出並に寺縦目の節は申出すべき事。

一、切支丹類族死失出生縁組離別養子住所替仕り候わば、其の時々注進すべく候、もつとも変なく候えば、其の段一二季に届書を届出候べき事。^(二七八)

ただし、この五人組帳は国東の天領だけでなく四カ国のそれに発表されたものであつたので、宗門改は必ずその通りに行なわれたとは言えない。たとえば東国東には類族が居なかつたので、毎年一度の類族改めは実施されなかつたと思われる。とにかくこれに関する史料は今まで管見しないのである。

宗門改は毎年正月に行なわれた。期日までに地域内の各寺から檀家の名簿とその一年の移動の記入を提出させなければならなかつた。その地域外や他藩に檀那寺があつた場合、むろん早目に取り寄せなければならなかつた。一八三八年(天保九年)^(二七八)の上岐部村「宗門御改帳」の控は典型的な例である。

これは檀那寺を中心を作成されたものとして、真宗、浄土宗、禅宗の三部に分かれている。関係の檀那寺は、真宗は来浦の正覚寺と中岐部の常念寺、浄土宗は下岐部の胎蔵寺、禅宗は小熊毛の



天保九年 宗門御改帳表紙(木村家所蔵)

常光寺である。ところが、上岐部の総戸数四十一軒、総人数二百三十五人の大半数、すなわち百六十二人は、天領でなく隣の分知領にあつた来浦村正覚寺の檀家であつた。これで見ると、天領・分知の政治、経済、宗教各方面の組織はかなり複雑なものだつたらしい。

天保九年上岐部村宗門胎藏寺帳の部

この宗門改帳には、詳細にわたる人数のほか、各家の石高、全村の牛馬数なども記入されているので、宗教を別にして政治、経済方面にも貴重な史料である。各檀那寺の証文は言うまでもないが、全体に対する責任者として、上岐部村の百姓代、組頭、庄屋が当年の宗門改終了を報告して次の証文を付けている。宛先は当時の日田代官寺西歳太である。(二八)

右者累年被仰出候通宗門御改ニ付人別男女壹人茂不殘委細遂吟味且那寺致印形書面之人數銘々前々之通繪踏被仰付候處宗門怪敷者壹人茂無御座候若此上不審成者御座候ハ、早速御注進可申上隱置脇々露顯仕候歟又ハ此帳面洩候もの御座候ハ、庄屋組頭ハ不及申迄一村限如何様之御仕置ニ茂可被仰附候為後日證如件

天保九年戊正月

上岐部村百姓代 長右衛門
組頭 勝 藏
庄屋 俊左衛門

寺 西 歲 太 樣
御 役 所

この証文は絵踏にも言及しているが、文章はかなり形式的になつてゐるので、はたして絵踏も毎年行なわれていたかどうか、これだけでは判断しえない。おそらく「通常の絵踏をすませた」という意味だけであろう。そしてその絵踏の実施、すなわち隣の杵築藩と一緒にまた同じ方法で行なわれたか、それとも独自の方法があつたか、毎年であつたか、七年ごとであつたなどについても、この曖昧な記事だけでは断定が出来ず、ほかに参考となる史料は今まで知られていない。

×

×

以上の論文は、文献史料を基にして、いま東国東郡となつてゐる地域のキリストン史を探つたものである。これというキリストン遺跡はおそらく見当たらぬだろうが、民間に残つてゐる伝承、風俗、または宗教的な要素を、この確実な史料を手がかりにして今後研究すべきであろう。たとえば、あちこちにあるいわゆる「マリア観音」はむろん、支那福建省特産の觀音像であるが、果たしてキリストンがこれを信仰の対象に用いたかどうか一々を証明すべきであろう。あるいは小原の風変わりな地蔵像が、果たして「南蛮」の影響を受けてゐるかまだ立証されていない。国東地方の「玖瑠尊佛」などの民間信仰はキリストンと関係があるか、それとも修驗道の思想から生じたものか、これから研究なすべきであろう。なお、今後も東国東郡においてキリストンの関係史料が発見されるだらうと大いに期待してゐる。もしこの小論文が郷土史家諸氏に参考となることがあれば、筆者も充分に報いられる次第である。

註(一) 粟族改に言及する史料は、鹿島文書の『御仕置五人組帳』のみであるが、その解釈について、「天領における宗門改」の項を参照。

(二) 「木付」が「杵築」に変わったのは、一七二一年(正徳一年)六代將軍家宣の令による(『杵築市誌』、一九四〇頁)。ここでは統一のため全部、杵築にしておいた。

(三) 分知の年代について諸史料は一致していない。『徳川美紀』、正保二年七月十四日の条に、「松平市正英親、豊後國龍王より同國杵築の城へうつされ、三万七千石にて、弟団書重長が三千石、織部直正が三千石も、同じ所領の内にて分領すべしと命ぜらる」と出ている。手許の『杵築貢録』には、重長の分知は貞享元年四月、直政のそれは貞享二年四月となつてゐるが、『国東半島史』には双方とも貞享元年三月になつており、

『国見町沿革史』もこれに従っている。また、『杵築史考』、『杵築市誌』などはそれを天和二年にしている。『安岐町史』も天和二年説をとりこれを裏付ける幾つかの理由を挙げている。ただし、その中の一つとして、天和二年のキリシタン高札を挙げているが、これは当年の全国的な幕令によるものであったので、証拠史料にはならないと思う。なお、これについて註(七)を参照。

全文は『杵築市誌』(七三五頁)、『安岐町史』(一五七頁)に掲載されているが、『安岐町史』(一四〇頁)に見えるのは桂徳寺文書にある断片にすぎない。特に注目すべきものは『国見町沿革史』(九五頁)に掲載されたものである。これには後日の付加箇条がなく、延宝七年の文のみ出ている。その理由は「伊美組」七カ村は一七三七年に天領になつたので、その後、杵築藩の御法度はもう行なわれず、天領の「御仕置五人組帳」がその代わりになつたことである。

(五) 『武藏町史』(一五七頁)、『国見町沿革史』(五九頁)。

(六) 中国、四国などにはこの高札の実物でなくとも、その文面の控が残っている。豊後にもこの高札が立てられたことは、マレガ著、『豊後切支丹史料』に掲載されている例(一四三頁)でわかる。おそらく國東半島の沿岸にもあつたと思われる。

(七) 『徳川実紀』、天和二年五月には次の幕令が見られる、「此月……また諸國に立てられし高札の文は、忠孝……。又天主教は累年制禁たり、いぶかしきものあらむにはうたへ出べし。其質とて、伴天れんのことうたへ出しものには銀五百枚、いるまんをうたへ并に立かへりたるものには三百枚、同宿ならびに宗門をうたへしは百枚たるべし。たとへ與党たりという共、うたへ出る品によりては、銀五百枚たまふべし。隠し置て他より発露せば、其他の里正等、一族までも罪科に処せらるべしとなり」。要するにこの幕令によつてキリシタンばかりでなく、忠孝、毒薬、工賃、占賣などの高札が全國にわたつて改正されたので、桂徳寺所蔵の高札を杵築分知の天和二年説の裏付け史料と考えるのは無理であろう。なお、天和二年(一六八一年)の年号があつても必ずその年のものとは限らない。天和二年の高札文は正徳四年(一七一四年)の改正まで三十一年間そのまま用いられた。桂徳寺所蔵の一枚はさわめて腐蝕していて判読しにくいものであるゆえ、おそらく古いもので、『安岐町史』の写真に出ているもう一枚はそれに代わつてあとで立てられたものと思われる。要するにこの一枚は、天和二年のものとは断定できないが、天和二年と正徳四年の間のものとみなすべきであろう。

(八) たびたび歴史書には、櫛那寺制度の基本的法規として、慶長十九年十一月付「東照宮十五箇条」などと称する法規が挙げられているが、これは櫛那寺制度を裏付けるために正徳以後にできた偽作であることが一見してわかる(拙著、『芸備キリシタン史料』、二三三頁を参照)。

(九) たとえば、広島藩では秋の收穫が終つたとき、他の調査と共に毎年九月末に行なわれた。

(一〇) 明治四年十一月十五日、太政官から次の法令が出た、「先般戸籍法改正ニ付從前ノ宗門人別帳被廢候条自今不及差出事」(大蔵省第七十号)。

(一) 『杵築史考』(一三六頁)。また国東地方の宗門改帳の例として、国東町成仮の旧庄屋櫻木氏宅のものがある。そのほかにも所々に残っていると思われる。

(二) 『武蔵町史』(一八〇頁)には宗門払手形、宗門請手形、往来手形の例が掲載されている。また、桂徳寺の「御用村用万控帳」に見られる安永七年の払手形、請手形の興味深い実例が掲載されている。また明治五年付、杵築淨願寺の宗門除手形は、『杵築市誌』(四七七頁)に見られる。

(三) そのほかにも、たとえば江戸のキリシタン屋敷、広島藩、仙台藩などで行なわれたことが文献に出ているが、いずれも逮捕されたキリシタンを棄教させるためだけであり、一般民衆に対して行なわれなかつた。その場合、キリシタンから没収された信心道具を使つたり、簡単に一枚の紙に十字架を描いたりなどしたのである。なお、絵踏について片岡弥吉著、『踏絵』を参照。

(四) 『杵築史考』(二三六頁)、『武蔵町史』(一八二頁)、『安岐町史』(一四五頁)を参照。『杵築市誌』では五年」としている(四七六頁)。

(五) 『長崎港草』には、「長崎ヨリ踏絵借用ノ圖ハ肥前島原、同平戸、大村、五島筑後ノ久留米、豊後ノ木本、同竹田、同臼杵、同ク府内、同ク日田、日向ノ延岡以上十ヶ所ナリ」とある。これについて片岡弥吉著、『踏絵』、七七頁の注意を参照。

(六) 『杵築史考』(一三六頁)。九州では長崎奉行所のほか、熊本藩と小倉藩に独自の踏絵板があつた。

(七) 長崎では正月に行なわれ、小倉では三月に行なわれた。

(八) 『杵築市誌』、四七六頁。

(九) 片岡弥吉著、『踏絵』、九八頁。

(十) 『武蔵町史』、一八一頁。

(十一) 『安岐町史』、一二五頁。

(十二) 『杵築市誌』、四七七頁。八坂村の例を参照。

(十三) 『杵築實錄』には次の記事がある、「元文二年七月廿日駿府御番被仰付候、在藩之間不行續有之ニ付江戸表へ被召御吟味之上秋田信濃守へ御預ケ、領地一千石被召上、改易、貞享二年より元文二年迄五拾二年ニ成右民部領日田庄太夫支配と成、引渡有之候事」。また『徳川実紀』には元文二年九月十一日の条に、「駿府定番松平民部武郷、秋田信濃守頼季にめしあづけられ、その子幸十郎武清は土籍を削らる。これは常々あらぬ振舞でもありて、世の聞えよろしからず、定番とありしときも、城門の鎖鎗おろそかなることどもあるにてなり」とある。「両子組」の分知も後に天領になつたと主張する郷士史家が居るが、これは明治維新まで分知として続いたことが『安岐町史』で実証されている(一九六頁)。

穂積陳重著、『五人組制度論』、穂積重遠著、『五人組法規集』などを参照。

(二五) 同右、『五人組法規集』、統編、一三九七頁。

(二六) 『国見町沿革史』に全文が掲載されている(四七頁)。ここでは読み下したものあげた。

(二七) 木村文書。『国見町沿革史』にその一部が掲載されている(六九頁)。

(二八) この証文は真宗の部についているが、その中の統計で明らかなように、全体に対する証文である。

付 錄

三浦梅園の『五月雨抄』

國東の偉人と言えば、何と言つても三浦梅園の名を思い出す。「豊後聖人」と言われているほど彼は、一七二三年(享保八年)、富永村(現、安岐町大字富清)に生まれ幼い時からその並み外れの才智を顯わした。十七歳の時、杵築で綾部網斎に学び、その後、中津でしばらく藤田敬所を師と仰いでから、ほとんど一生の間、富永の里にこもり独学にいそしんだ。三度ばかり長崎を訪れそこでの洋学者に会い、初めて地球儀、天球儀、望遠鏡、顕微鏡などを見、また、西洋の天文、物埋、地堀、医学などに關する書を手に入れた。そのほか二度京坂に旅したこともあるが、それは彼の研究の上にさほど影響しなかつた。生来すべての自然現象に対しきわめて批判的ないし懷疑的態度を抱き、それを自ら探究しない限り受け入れないような実証的な精神をもつていたので、まず天文学から研究はじめ、自らも天球儀を作成した。こうして梅園は、徳川時代における自然科学の開拓者の一人になり、そればかりか偉大な思想家として現代までも知られている。一七八九年(寛政元年)六十七歳で、生まれ故郷富永において逝去した。

ところが、梅園がしたためた数多くの著書の中には畠違とも言える一書がある。これは一七八四年(天明四年)、梅園が六十二歳で書いた『五月雨抄』である。西村時彦氏はその解題に当たつて、「耶蘇教の害毒を流せしことを敍せり」と簡単に言っている。一見すれば、確かに梅園の専門であつた哲学・自然科学とは縁遠いかのように見える。一体、何故にこの書を著

わしたかという動機については後に少しく考えて見よう。

梅園自身も、この書をむしろ或る老人のたわごとのように紹介している。



三浦家所蔵(本第永水月安岐町自筆抄)『富嶽五月雨』

「五月雨のふりつゝきとひ来る人も稀なるまゝ、窓の前にか
な文引ちらし読みけるに……」と序文を書き出し、また同じよ
うに軽くその序を結んでいる、「五月雨の淋敷さ、慰る筆の跡、
誰見よとどむるにもあらざれば、衣魚にあたへんひま何か苦
しかるべき。若も見ん人のこりてつゝしむ端ともならば、何か
是にまさるべきとおしまつきにさし置ぬ」と。

言うまでもないが、梅園は歴史家ではなく、国史についての
彼の知識も一般人の程度に過ぎず、まして自分が攻撃しようと
するキリスト教について別に研究したこともない。なお、この書の中に挙げられている参考文献も、幕府の御用歴史と通俗的
な読物類しかない。従つてこの書の中に挙げられている参考文献も、幕府の御用歴史と通俗的な読物類しかない。従つてこの
書を『息距編』という叢書に収めた水戸学派の徳川齊昭等は、歴史家として厳しい批判を下している。

「今按するに、此書謬誤甚多し。且雑書を引用して、信ずべからざる者すくなしとせず。されど一々に其箇條を挙げん事、
煩しきに堪ざる故、総ては其成文に任せ、只其謬誤顯然なるものを糾し、又其文の闕漏を補ひ、重複を削り、以定本と為すと
いふ事しかり。」

しかし梅園自身には決して、「歴史」を書く野心はなかつた。別に組織だったアウトラインも見られず、章や項目の区別も
なく、ただ思い出すままに書かれたノートのようなものである。従つてこの書のテーマを指すような題名をも付けないで、た

だ序の書き出しから採つた言葉を表題とした。内容を大ざっぱに次のように分けることが出来る。

上巻では、まず新井白石の『采覽異言』に基づき世界各国とキリスト教の起源について述べた後、幕府のキリストン書禁令のことをかなりくわしく説明し、次にキリスト教が日本へ渡來したことを語つてゐるが、その出典は『伊吹もぐさ』という通俗的な読物である。これに続いて、大村純忠と九州におけるキリスト教のことを挙げ、最後に島原の乱と鎮国制度について述べてゐる。また大友宗麟、高山右近、内藤如安などのキリスト大名のことをかなりくわしく挙げてゐる。

下巻は、島原の乱から出発して、キヤラ神父一行の上陸（一六四三年）、その逮捕と吟味を挙げ、キリストン禁制の起源について述べてゐる。その中にはまた、佃又右衛門、明石掃部、原主水などの著名なキリストン武士に関する記事も若干見られる。それからシドッティ神父の渡来と吟味について語つてゐるが、それも新井白石の『采覽異言』『西洋紀聞』『五事略』などによるものである。最後に、鈴木正三の『破吉利支丹』や新井白石の著書に基づいてキリスト教の教えを説明しながら、その批判を加えている。^(二) ここでは上巻にある大友宗麟と豊後のことだけを抜粋して紹介しておこう。

「拟大友宗麟ハ兼六州の大守と称し、九州の探題として勢ひ甚だかんなりしが、西洋の船の往来に彼法に帰し、其臣田原紹忍最これを尊みける。

案るに九州記には、大友宗麟西洋の法を無邊如露法師、因果居士杯いふにすゝめられしとあり、肥島戦記には、因果居士は天正七年安土にて淨土日蓮宗論の時に出たるよし、信長家譜に見へたり。武徳編年に、慶長十七年七月晦日、京師より駿府へ因果居士といふ異人来りける。神君兼て知り賜ふ。召て年を問給ひければ、八十八歳のよし答ふ。是を駿府にとゝめたまひ、古事を談話あり。翌八月十九日の夜、日野唯心叟伝長老と 神君に侍りし事見へたり。此居士宗麟の時の居士と一ならば、肥島戦記の説是なるべし。又記に、大友宗麟耶蘇に帰し、筑紫の神社佛宇悉く毀廢におよふこと、大樹光源院に聞へ、如漏法師を召し、信長をして其法義を糺さしむるに、信長淀の屋敷に於て、既の口にて其状をきゝ、直に櫻の棒にて打殺し、其首を梶せらる。義鎮大に恐れをなし、大徳寺より眞齊和尚を招き、祝髮して宗麟と号したりとあれバ、如漏は天主の徒に

相違なし、孰れ二記ともに誤り有に似たり。

依て海蔵寺を潰し、住僧真齋（眞寂？）を殺し、住吉の社を焼き、橋本五左衛門、清田因幡守に二百余の兵を添へ、萬壽寺を焼き、是元年正月夫より吉弘内蔵助といふに命じ、豊後国中の佛像を集め薪にせよ迎、日々五駄十駄づゝ集め、打わり焼。天正四年、清田阿波守鎮忠、上野権頭鎮俊に四千三百余の兵を与へ、彦山の諸堂坊舎を焼けり。是を患て宗麟紹忍を調伏するよし聞ければ、宗麟猶以いかり、神道に携るものを天誅すべしとぞいかられる。此紹忍の徒に森都（森部の誤？）といへるめくら法師あり。もと紹忍の一族にして、田原源蔵といふ者なりしが、後座頭となり、諸国に耶穌をすゝめ、長崎にありしが、元和二年たちまち心を翻へし、長崎の奉行所長谷川権六に訴へ出、身のあやまちを悔ける。権六江戸へ此旨訴へしかは、是を耶穌徒の目あかしと定めたまひける程に、ほどなく伴天連伊留満の棟梁ども知れ来りて捕れけり。此森都ころひの初めなり。」さて、六十二酸の梅園がこの書を書いた時に一体どのような動機ないし理由があつたのであるうか。彼自身はこれについて別に説明していない。思うに、次の二つであつたであろう。

まず、徳川幕府はキリストン宗門を禁じその信徒を根絶するだけに満足せず、いつそう積極的に国民の教化と啓蒙を計画していた。それで、武士階級の思想と道徳のために儒教を用い、とりわけ朱子学派を強調し、一般の人々の教化を仏教諸派に一任した。このようなわけで、徳川時代の儒者のほとんどは、あるいはキリストンを反駁する書を書き、あるいは少なくともその著書の中でキリストンに反する論証を幾つか入れる責任を感じていた。ただ彼らが常に痛感していた問題は、キリストン書禁制のため、相手の思想を充分に研究することが出来ず、従つてしつかりした反駁が出来ないということであつた。たとえば萩生徂徠はその『政談』の中で率直に政府に對して訴えている。

「吉利支丹宗門ノ書籍ヲ見ル人無キ故ニ、其教如何ナルト云ヲ知ル人無シ、儒道仏道神道ニテモ悪シク説タラバ、吉利支丹ニ可紛モ計リ難シ是ニヨリテ吉利支丹ノ書籍御庫ニ有ルヲモ儒者ドモニ見セ置キテ邪宗ノ吟味サセ度者也。」

こうして梅園も、この例に洩れず、キリストンについて何か書かなければならぬ必要を感じ、しかし充分な調査が出来な

かつたため、このような形で一書を出したであろう。

だが、梅園自身にとつてもう一つの理由があつたのかもしれない。彼は三度も長崎へ行き、そこの洋学者に会つただけでなく、当時まだ禁書になつていた西洋および中国の天文学や暦法の書を見たことがあつた。これらの学問に影響されて自分も研究を進め、しかも「二子山人」としてあまり人との交際がなかつたため、何らかの「邪説」を主張していると疑われる恐れがあつた。それで、一切のこのようないを打ち払うため、この書を著わしたのではないかとも思われる。このようないわけでも梅園は、西洋の書を見るにあたつて、中の宗教上の部分と科学的な教説をよく区別しなければならない必要を述べ、幕府もついに一七一七年（享保二年）、禁書令を緩めたなどと書いている。

「然に司天監より、西洋の学は天文地埋に深ければ、推歩家有益の書は見る事を得ん事を願ひしかば、享保二年、噂と名目とは免許有り、教化の禁のみ舊記によりれり。」

こうして自分がその学説を受け入れても差し支えないことをはつきりさせておいた後、キリストの宗教的「邪」をあらゆる方面から強く反駁して一書を次のように結ぶ。

「故に聖人の道は、義を以て我身の苦楽にかへず。異教の如きは義といふものなき故に、かかる世の騒をなし侍る。然ば後世世に君たらん人此事にこり、人の耳目を明らかに成したまほゞ、かならずかゝる患はあらじ。其耳目を明らかにする道は、詩書の教を施す事にぞあらん。」

要するに、この『五月雨抄』は一種の自『弁明』とも言えるべきではなかろうか。

註(一) 三浦梅園に関する文献が多い。特に近年刊行された田口正治著『三浦梅園』と、その末尾にある「主要参考文献」の表(二五頁)を参考にされたい。

(二) 『息詰編』、卷之十三。

(三) 原本とその後の写本には順序が異なるところもあり、また原本を見れば、著者自身が、かなりあちこちに手を加えたり部分を取りかえたりしたことがわかる。なお、豊後のキリストンに関してもっと簡潔で内容のほぼ同じ記事が『豊後跡考』に見られる。